

愛媛県知の財産戦略

令和5年6月

愛媛県

目 次

はじめに ～なぜいま、知的財産戦略を改定するのか～	1
第1章 知的財産を取り巻く状況	2
1 国の動向	2
2 策定後の知的財産活動を取り巻く環境の変化	3
(1) デジタル技術の発展	3
(2) 経済のグローバル化の進展と競争環境の激化	3
第2章 愛媛県の産業の状況	5
1 愛媛県の産業の特徴	5
(1) 全般	5
(2) 第1次産業	6
(3) 第2次産業	6
(4) 第3次産業	7
2 県内における知的財産の現状と課題	8
(1) 産業財産権の現状	8
(2) 新品種登録（育成者権）の現状	12
(3) 地域ブランドの現状	12
(4) 知的財産活動を支援する機関の現状	14
3 知的財産に関するアンケート調査結果	15
第3章 愛媛県における知的財産の活用に向けた基本的な考え方	22
1 基本目標	22
(1) 愛媛県知的財産戦略の目的	22
(2) 愛媛県知的財産戦略の目標	23
(3) 課題と方向性	23
(4) 愛媛県知的財産戦略の推進期間	24
2 取組方針	25
(1) 知的財産活動の推進	25
(2) 新たな知的財産の創造	27
(3) 創造や活用を支える知的財産の保護	29
(4) 知的財産の積極的な活用	32
第4章 知的財産戦略を有効に実施していくために	34
1 各機関が果たすべき主な役割	34
(1) 知的財産活動の「推進」のために求められる役割	34
(2) 知的財産活動の「創造」のために求められる役割	35
(3) 知的財産活動の「保護」のために求められる役割	36
(4) 知的財産活動の「活用」のために求められる役割	37
2 県における推進体制	39
3 愛媛県知的財産戦略における目標値	39

はじめに ～なぜいま、知的財産戦略を改定するのか～

愛媛県では、平成 19 年 5 月に「愛媛県知的財産戦略」を策定し、「産業財産権や育成者権の有効活用による県内企業や農林水産業者の競争力の強化」、「地域ブランドの創出・育成による県産品の振興」、「大都市と異なる競争軸でのコンテンツ産業の育成」の 3 つの方向を戦略の目標として、各種施策に取り組んできました。

策定から今日までには、人口減少の進行や、新型コロナウイルスの感染拡大を起点とした急速な D X の進展、グローバル化による企業の海外進出の増加など、知的財産を取り巻く環境の大きな変化がありました。また、S D G s（持続可能な開発目標）や E S G（環境・社会・企業統治）投資に対する機運の高まりを受けて、知的財産は企業価値におけるキーフアクターとして注目が高まるとともに、世界的に企業の価値の源泉は、有形資産から知的財産をはじめとした無形資産へとシフトしており、企業・団体経営の中での知的財産の重要性はますます高まっています。このような変化に対応し、県内産業の競争力の強化、新たな価値の創出につなげていくためには、企業等事業者が、発明やデザインといった知的財産を経営の中で適切に位置付け、事業戦略、研究開発戦略、そして、知的財産戦略を三位一体でとらえ推進していくことが不可欠です。

「知的財産」は、大企業や大学での研究開発や芸術活動などを通じて生み出される特殊なものと思われがちですが、我々の身の回りの製品に使われている技術やデザインなどの大半は、知的財産に含まれています。

これらの知的財産については、新しい技術等の発明は特許権や実用新案権、物品のデザインは意匠権、商品で使われるマークは商標権というように、さまざまな法律上の権利で盗用や模倣から守られており、これによって、安心して新しい技術を利用したり、消費者からの信頼を得たりすることができるのです。

また、知的財産を積極的に生み出したり、活用したりすることがなくても、知的財産について知ることは大変重要です。例えば、企業であれば、保有している技術を他者に勝手に使用されることや、無意識に他者の権利を侵害してしまう危険があり、これは自社の大きな損失につながります。更に、インターネットの普及で情報の受発信が容易になっている今日では、個人でも他者の権利を簡単に侵害してしまうケースがあり、このような事態に陥らないためには、知的財産に関する正確な知識は欠かせません。

このように、企業等事業者や大学、行政、更には県民 1 人ひとりが知的財産に対する認識を高めるとともに、その土壌に立って、知的財産の活用に戦略的に取り組み、本県の産業振興につなげていくことが今日的な課題として求められています。

今回改定する「愛媛県知的財産戦略」においては、本県の産業特性や知的財産の現状と、企業等に対するアンケート調査の結果から、知的財産を活用していく上で本県が抱えている課題を明らかにするとともに、その解決に向けて必要な取組と、それぞれが果たすべき役割を示します。

第1章 知的財産を取り巻く状況

1 国の動向

国では、平成15年の知的財産基本法施行後、知的財産戦略本部を設立し、毎年度、知的財産推進計画を策定して、目指すべき方向性を示しながら、各種施策に取り組んできました。また、平成30年には、知的財産戦略ビジョンを策定し、「価値デザイン社会」の実現を目標として掲げています。令和4年度に策定された「知的財産戦略推進計画2022」では、イノベーションに貢献する知財エコシステムへの転換や、デジタル化に対応したコンテンツの創出、クールジャパン戦略の再起動等を目標として、基本的な取組の方向性を示しています。

【国の知的財産制度の変遷】

平成15年	知的財産基本法の施行 知的財産戦略本部の設置 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の策定
平成18年	地域団体商標制度の開始
平成27年	地理的表示（GI）保護制度の開始
平成30年	知的財産戦略ビジョンの策定
令和4年	知的財産推進計画2022を策定（平成15年度から毎年度策定）

【知的財産推進計画2022の概要】

①	スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化
②	知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
③	標準の戦略的活用の推進
④	デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
⑤	デジタル時代のコンテンツ戦略
⑥	中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化
⑦	知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
⑧	アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

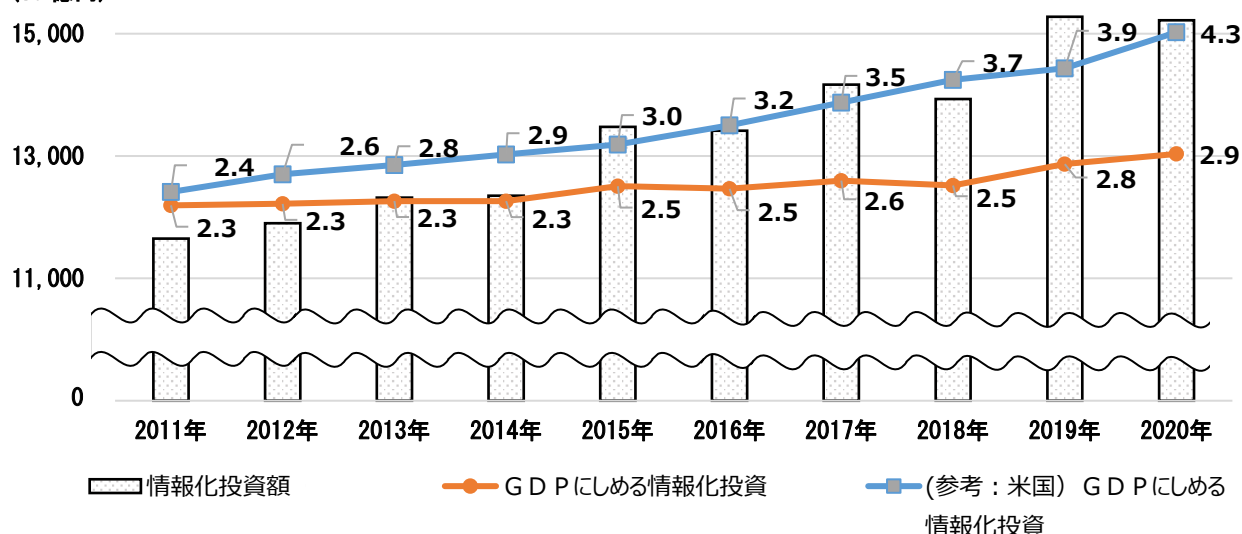
2 策定後の知的財産活動を取り巻く環境の変化

(1) デジタル技術の発展

スマートフォンやタブレットの普及により、デジタルは身近なものとなりました。デジタル空間では、誰しもが簡単に発信者となることができ、容易に他者の持つ知的財産に関する権利を侵害する可能性があります。また、人工知能に関する技術の発達等により、新たな知的財産としてデータの重要性が高まっています。そして、ブロックチェーン技術によるNFT（非代替性トークン）を付与することで、デジタルコンテンツやアートは新たな形へと進化を遂げようとしています。このような変化をチャンスと捉えて、知的財産の創出に努める必要があります。

【日本の情報化投資額の推移等】

(10 億円)



※総務省「ICT の経済分析に関する調査」から作成

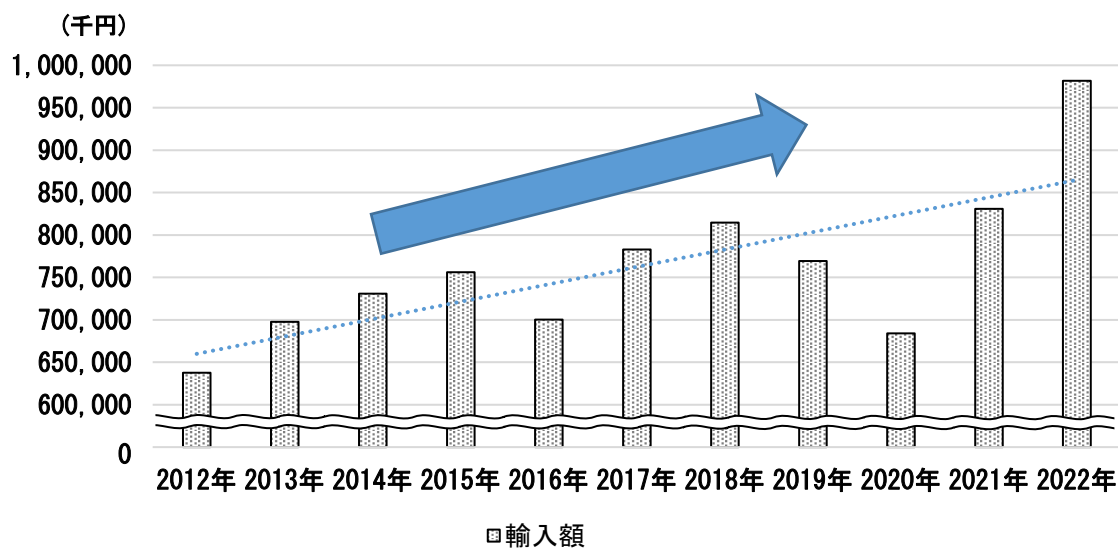
【課題】

デジタル化に対応した知的財産の創出に取り組む必要がある

(2) 経済のグローバル化の進展と競争環境の激化

国内市場が縮小する中で、積極的に国外へ進出し、新たな販路を開拓していく重要性は高まっています。景気には左右されますが、対外輸出額は拡大傾向にあり、企業はグローバルな環境での激しい競争を力強く生き抜いていかなければなりません。競争に打ち勝つためのカギとして、他者との差別化に繋がる知的財産を活用する重要性は高まっています。また、競争力をマーケットインの姿勢へ変革することが求められており、変化し続ける消費者のニーズに対応しながら事業を展開していく必要があります。そのような環境においては、スピード感を持って研究開発から事業化までをつなげていく必要があり、自社等の持つ資源にとらわれることなく、他者の活用可能な知的財産などの資源を活用する姿勢は不可欠であるといえるでしょう。

【日本の対外輸出額の推移】



※財務省「貿易統計」から作成

【課題】

経済のグローバル化に対応した知的財産活動に取り組む必要がある

第2章 愛媛県の産業の状況

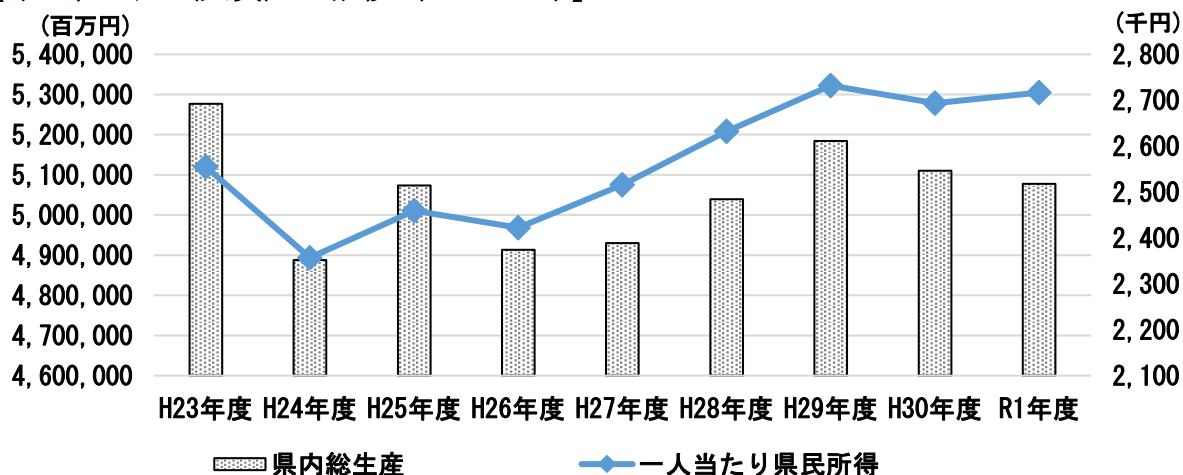
1 愛媛県の産業の特徴

(1) 全般

令和元年度の県内総生産（実質）は、5兆773億円で全国27位と中位程度に位置していますが、1人当たり県民所得をみると、2,717千円と全国平均の3,317千円を大きく下回り、全国順位では37位と低い水準になっています。

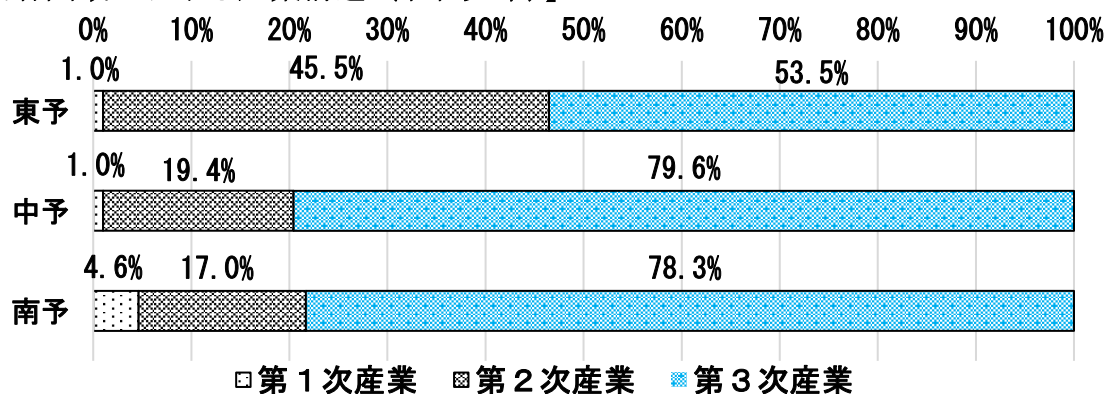
産業別構成比率を地域別でみると、東予地域では製造業を中心とした第2次産業、中予地域では卸売・小売業、サービス業等の第3次産業、南予地域では他地域よりも農林水産業の第1次産業の構成比率が高くなっており、それぞれ異なった特徴を持っています。

【県内総生産（実質）の推移（H23～R1）】



※ 「令和元年度愛媛県県民経済計算」から作成

【県内各圏域における産業構造（令和元年）】

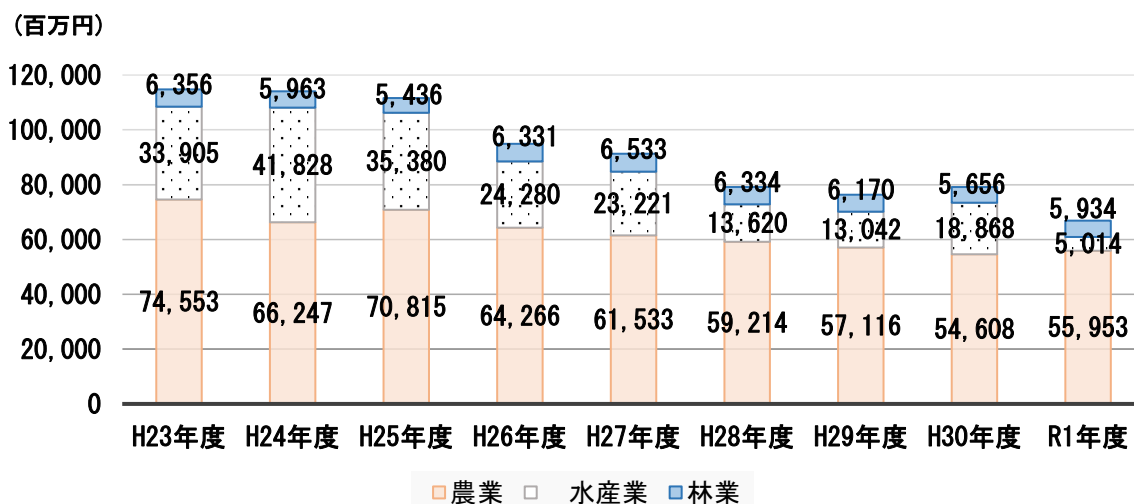


※ 「令和元年度愛媛県市町民所得統計」から作成

(2) 第1次産業

愛媛県の県民経済計算における第1次産業の県内総生産（実質）については、農業、水産業、林業の全てにおいて、減少傾向にあり、令和元年度は65,207百万円となっています。総務省統計局が実施した「令和3年経済センサス活動調査」によると、付加価値率（売上高に占める純付加価値額の割合）は、全国で19.5%である一方で、愛媛県は16.2%という状況であり、全国と比して、高付加価値な産品を生み出せていない現況がうかがえます。魅力あふれる新品種の開発や、地域ブランドの活用による産品のブランド化により高付加価値な産品の創出を推し進め、国内又は海外での競争に負けない産業へと転換していく必要があります。

【愛媛県の第1次産業の県内総生産（実質）の推移】

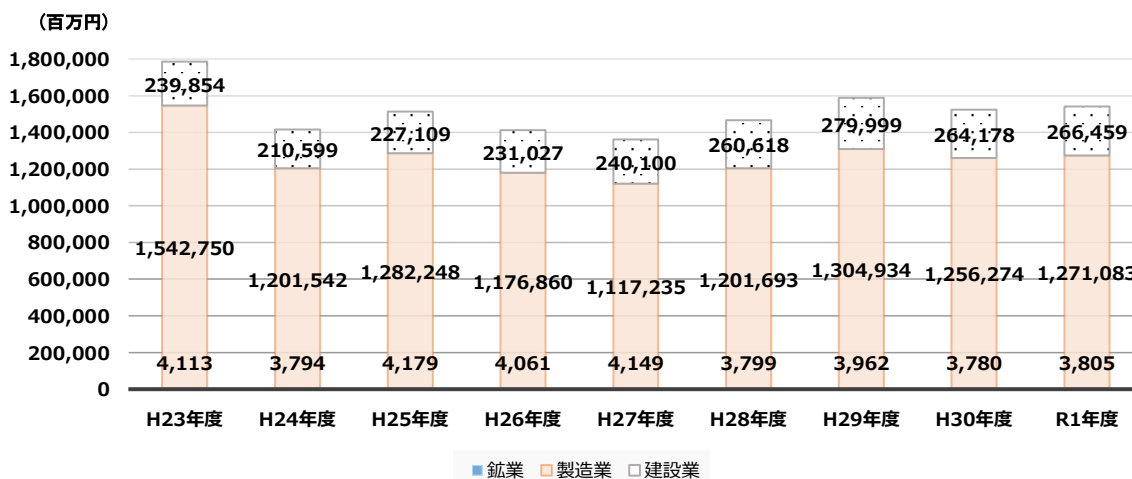


※ 「令和元年度愛媛県県民経済計算」から作成

(3) 第2次産業

愛媛県の県民経済計算における第2次産業の県内総生産（実質）については、建設業は増加傾向、製造業、鉱業については横ばいで推移しており、令和元年度は1兆5,413億円となっています。

【愛媛県の第2次産業の県内総生産（実質）の推移】



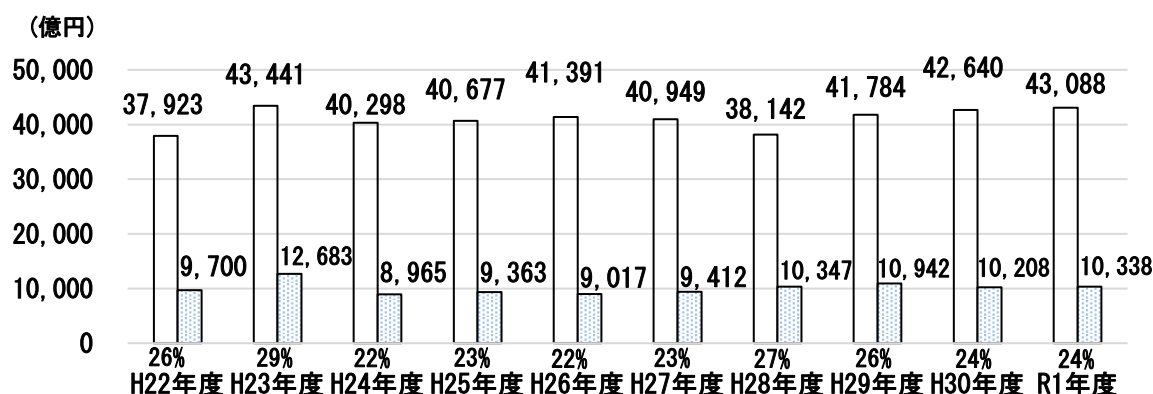
※ 「令和元年度愛媛県県民経済計算」から作成

製造業について見ると、令和元年の従業員４人以上の事業所の県内製造品出荷額※^１は、４兆３,０８８億円で全国順位は２５位となっています。また、県内工業の付加価値額等※^２は１兆３３８億円で、全国順位は３８位です。また、製品出荷額に占める付加価値の割合は２４％で全国４５位（令和元年）となっており、技術革新により、知的財産に裏付けされた付加価値の高い産業を創出することが本県における課題です。

※ １ 加工賃収入額を含む

※ ２ 従業者 29 人以下の事業所については、粗付加価値額

【愛媛県の製造品出荷額の推移と付加価値額】

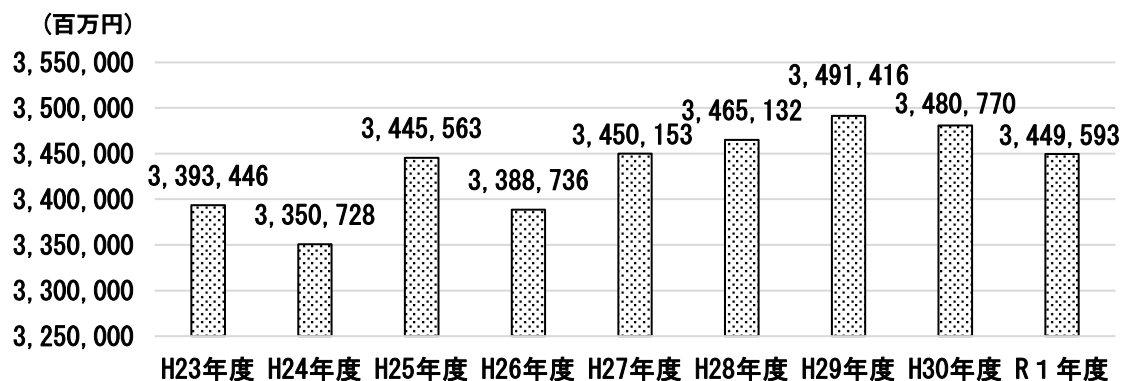


※ 経済産業省「工業統計調査」から作成

(4) 第３次産業

愛媛県の県民経済計算における第３次産業の県内総生産（実質）については、年度ごとに多少の増減はありますが、ほぼ横這いで推移しています。また、分類別の構成割合についても、大きな変化はありません。総務省統計局が実施した「令和３年経済センサス活動調査」によると、付加価値率（売上高に占める純付加価値額の割合）は、全国で２０．９％である一方で、愛媛県は１７．２％という状況であり、全国の状況と比べると、高付加価値なサービス等の創出につながっていない現況がうかがえます。商標等を活用してブランディングを進めることや、情報通信業等における知的財産権の取得等により、競争相手のサービス等との差別化を推し進めていく必要があります。

【愛媛県の第３次産業の県内総生産（実質）の推移】



※ 内閣府「2019 年度県民経済計算」から作成

2 県内における知的財産の現状と課題

(1) 産業財産権の現状

ア 特許権の現状

令和3年の県内における特許権登録件数は812件で、全国13位であり、全国シェアは0.57%です。平成17年と比較すると、登録件数については24件増加している一方で、全国シェアについては0.14%減少、全国順位については2ポイント上昇しています。また、特許庁を受理官庁とするPCT出願（国際出願）の件数については、平成17年から増加傾向にはあるものの、令和3年の全国49,040件に対して、県内では277件と、全国シェアはわずか約0.5%であり、まだまだ海外における知的財産権の活用が進んでいない状況がうかがえます。

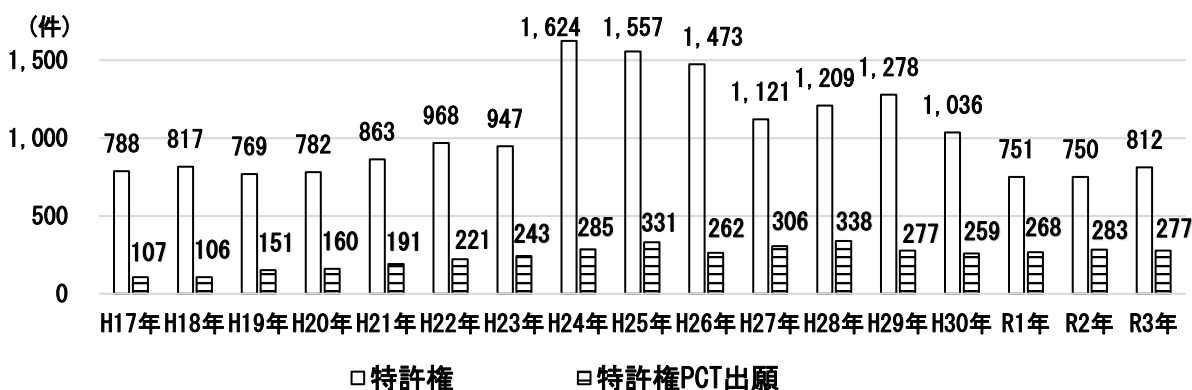
出願者別で見ると、令和3年に登録された特許権のうち約70%が大企業3社によるものです。

【特許権の登録件数（平成17年と令和3年）】

	登録件数（平成17年）				登録件数（令和3年）			
	全国	愛媛県	比率	順位	全国	愛媛県	比率	順位
特許権	111,088	788	0.71%	15	141,853	812	0.57%	13

※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

【県内における特許権の登録件数の推移】

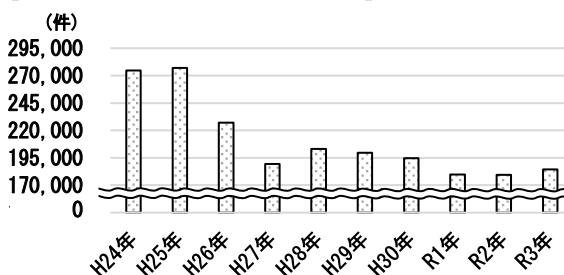


※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

国内の特許権登録動向

令和3年の国内登録件数は184,372件であり、近年は減少傾向にあります。国際出願に重点が移りつつあることや、特許出願における量から質への転換が図られつつあることが推測されます。

【国内における特許権登録件数の推移】



※特許庁「特許行政年次報告書」から作成

イ 実用新案権の現状

令和3年の県内における実用新案権登録件数は27件で、全国27位であり、全国シェアは0.69%です。平成17年と比較すると、登録件数については、50件減少しており、全国シェアについては0.22%減少、順位については7ポイント下降しています。

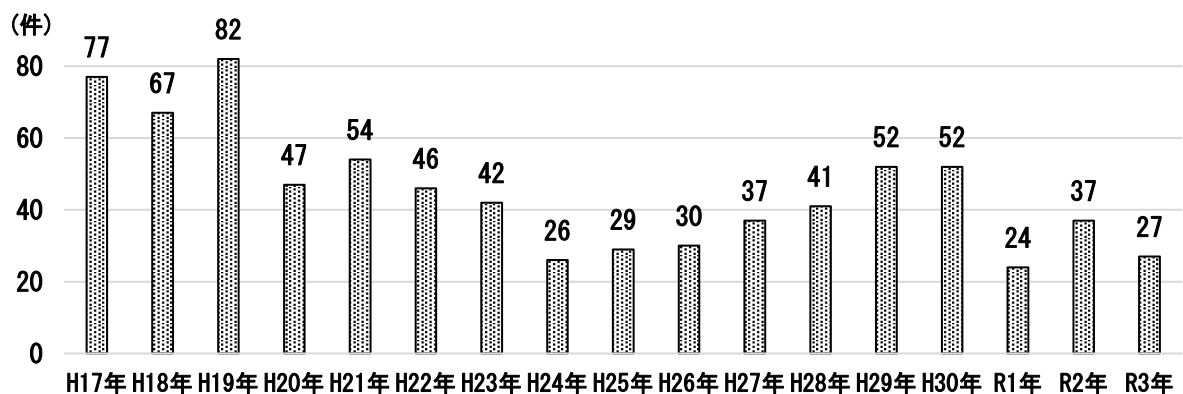
出願者別で見ると、令和3年に登録された実用新案権のうち、約30%が大企業2社によるものです。

【実用新案権の登録件数（平成17年と令和3年）】

	登録件数（平成17年）				登録件数（令和3年）			
	全国	愛媛県	比率	順位	全国	愛媛県	比率	順位
実用新案権	8,467	77	0.91%	20	3,911	27	0.69%	27

※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

【県内における実用新案権登録件数の推移】

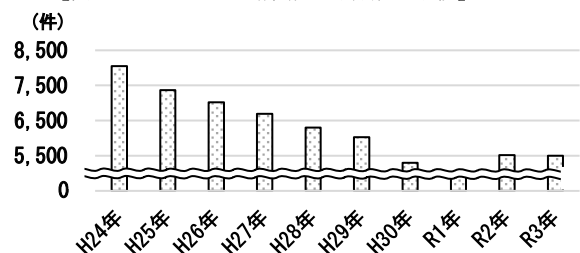


※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

国内の実用新案権登録動向

令和3年の国内登録件数は5,499件であり、長期的にみると減少傾向です。登録すべきかどうかをより精査し、その結果、出願を控える傾向が強まっていることが推測されます。

【国内における実用新案権登録件数の推移】



※特許庁「特許行政年次報告書」から作成

ウ 意匠権の現状

令和3年の県内における意匠権登録件数は225件で、全国14位であり、全国シェアは0.82%でした。平成17年と比較すると、登録件数については21件増加しており、全国シェアは0.14%増加、全国順位については4ポイント上昇しています。

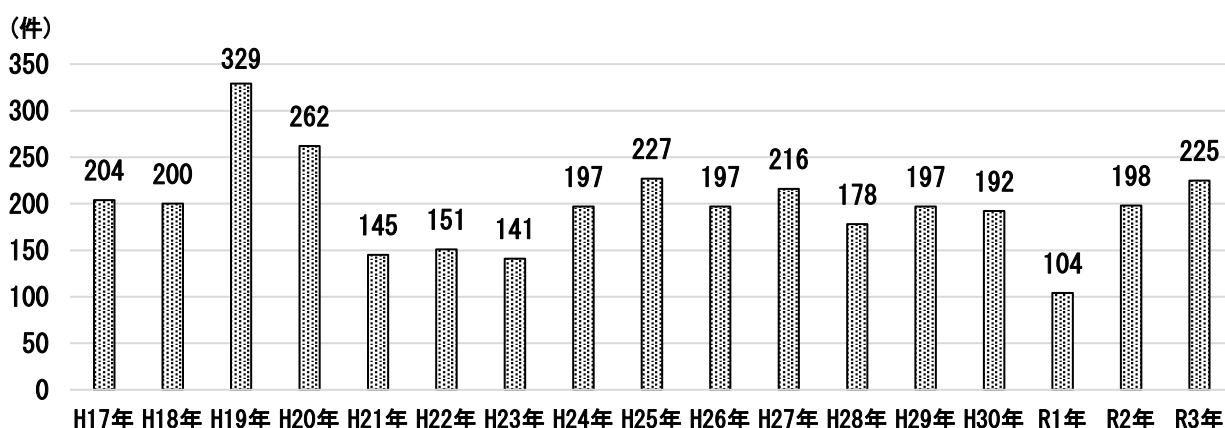
出願者別で見ると、令和3年に登録されたもののうち、約60%が大企業2社によるものです。

【意匠権の登録件数（平成17年と令和3年）】

	登録件数（平成17年）				登録件数（令和3年）			
	全国	愛媛県	比率	順位	全国	愛媛県	比率	順位
意匠権	29,971	204	0.68%	18	27,490	225	0.82%	14

※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

【県内における意匠権の登録件数の推移】

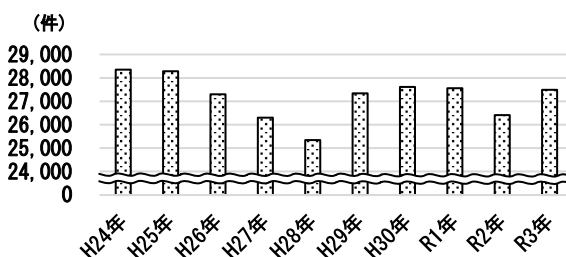


※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

国内の意匠権登録動向

令和3年の国内登録件数は27,490件であり、平成24年頃の水準に徐々に盛り返ってきています。技術的な側面から製品等を保護するだけでなく、デザイン等の意匠の重要性が高まっていると推測されます。

【国内における意匠権登録件数の推移】



※特許庁「特許行政年次報告書」から作成

エ 商標権の現状

令和3年の県内における商標権登録件数は689件で、全国24位となり、全国シェアは0.55%でした。平成17年と比較すると、登録件数については257件増加しており、全国シェアは0.02%増加していますが、全国順位については2ポイント下降しています。また、県内における国際出願の件数については、過去3年間平均20件と、平成17年から大きく増加しており、海外での活用も比較的進んでいます。

出願者別で見ると、令和3年に登録されたもののうち、約19%が大企業2社によるものですが、他の知的財産権と比べて、企業の規模等に関係なく活用が進んでいることがうかがえます。

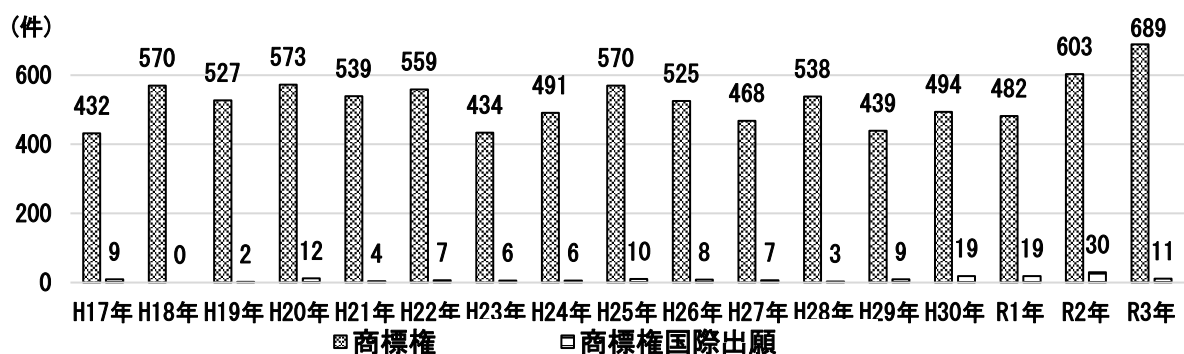
また、平成17年と比較して、「教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動（41類）」や「飲食物の提供及び宿泊施設の提供（43類）」といった、サービス関連分野の登録件数が増加していることも特徴です。

【商標権の登録件数（平成17年と令和3年）】

	登録件数（平成17年）				登録件数（令和3年）			
	全国	愛媛県	比率	順位	全国	愛媛県	比率	順位
商標権	80,955	432	0.53%	22	174,098	689	0.55%	24

※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

【県内における商標権の登録件数の推移】

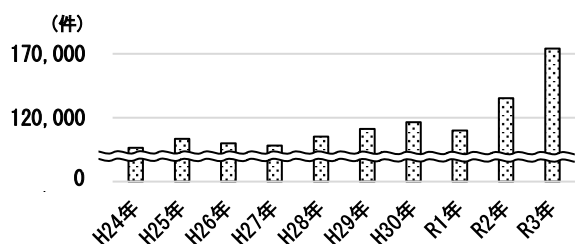


※ 特許庁「特許行政年次報告書」から作成

国内の商標権登録動向

令和3年の国内登録件数は174,098件であり、大きく件数が増加した理由は、特許庁における審査体制の強化や効率化の促進により、商標の出願から登録までの期間が短縮されたことによります。

【国内における商標権登録件数の推移】



※特許庁「特許行政年次報告書」から作成

(2) 新品種登録（育成者権）の現状

県内では、令和4年12月1日現在31品種が登録されており、甘平、愛媛果試第28号、愛媛果試第48号等のかんきつ類や、紅い雫（いちご）や愛媛農試V2号（さといも）といった野菜類などが品種登録されています。

【愛媛県で開発した主な登録品種（令和4年12月1日現在）】

品目		登録品種
穀物	稲	しずく媛、媛育71号、ひめの凜
野菜	サトイモ	愛媛農試V2号、媛かぐや
	ヤマノイモ	やまじ王
	イチゴ	紅い雫、あまおとめ
	ソラマメ	愛のそら
果樹	ウンシュウミカン	ひめのか
	その他カンキツ	甘平、愛媛果試第28号、愛媛果試第48号、媛小春
花き	デルヒニウム	さくらひめ

(3) 地域ブランドの現状

地域活性化の切り札として、全国各地において地域ブランドへの取組が進められています。

地域ブランドには、個別の商品・サービスの品質・価値保証としてのブランド化と、地域そのもののイメージの確立によるブランド化という2つの意味を含んでおり、個々の商品・サービスのイメージ向上と併せて、地域全体のイメージを良くすることにつながります。本県においては、「いよかん」「道後温泉」などいくつかの商品・サービスでブランドイメージが既に確立されていると考えられるものもあれば、まだ周知が不十分と考えられるものあり、各地域における現状把握とイメージ確立に向けた取組の活性化が望まれます。

なお、国においては、地域ブランドの保護と競争力強化を目的に、平成18年4月から、「地域名＋商品名（サービス名）」による商標の取得を容易にする地域団体商標制度を、平成27年6月から、農林水産物等の産品をその生産地や品質の基準等とともに登録する地理的表示（GI）保護制度を導入しています。県内では、現在、地域団体商標制度については、「西宇和みかん」「真穴みかん」「菊間瓦」「戸島ぶり」「宇和島じゃこ天」「西条の七草」「今治タオル」「道後温泉（2件）」「大島石」「中山栗」「宇和島鯛めし」の12件（全国累計有効登録件数754件）が登録されており、件数の全国順位では、24位となっています。また、地理的表示保護制度については、「伊予生糸」1件（全国累計登録件数126産品）が登録されており、件数の全国順位では、31位となっています。

【愛媛県内における地域団体商標・地理的表示保護制度の登録状況】

平成 18 年度時点		令和 4 年度時点	
地域団体 商標 (10 件)	西宇和みかん	地域団体 商標 (12 件)	西宇和みかん
	真穴みかん		真穴みかん
	川上みかん		菊間瓦
	菊間瓦		戸島ぶり
	伊予牛		宇和島じゃこ天
	戸島ぶり		西条の七草
	宇和島じゃこ天		今治タオル
	西条の七草		道後温泉（※ 1）
	今治タオル		道後温泉（※ 2）
	道後温泉（※ 1）		大島石
		地理的表示 保護制度 (1 件)	中山栗
			宇和島鯛めし
			伊予生糸

※ 「道後温泉」については、松山市道後地区における温泉浴場施設の提供（※ 1）と松山市道後地区における温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供（※ 2）の 2 種類の地域団体商標が登録されている。

(4) 知的財産活動を支援する機関の現状

令和4年現在、県内の知的財産関係機関としては、産業財産権の手続の代理や助言を行う特許事務所が11箇所（弁理士数12名）、特許事務所の支所が5箇所（弁理士数6名）、産業財産権の普及を行う「一般社団法人愛媛県発明協会」、「愛媛県知財総合支援窓口」、「愛媛大学知的財産センター」があるほか、香川県高松市に「日本弁理士会四国会」や、四国4県の大学等が保有する知的財産を技術移転するために設立された「株式会社テクノネットワーク四国（四国TLO）」、四国地域の知的財産戦略を推進するために四国経済産業局が設置している「四国知的財産活用推進協議会」があります。

また、著作権については、研修を受け著作権に精通した行政書士（著作権相談員）約70名が県内の各地で相談業務を実施しています。

【主な関係機関】

名 称	概 要	連絡先
(一社) 愛媛県発明協会	産業財産権に関する 講習・相談 電子出願の支援	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛内 Tel089-960-1103
(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 愛媛県知的財産総合支援 窓口	知的財産に関する中 小企業向けの相談事 業の実施等	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛 2 階 (一社) 愛媛県発明協会内 Tel089-960-1118
愛媛大学知的財産センタ ー	愛媛大学の知的財産 等の経済社会へ移転	松山市文京町 3 Tel089-927-8956
日本弁理士会四国会	産業財産権制度の研 究と普及活動の実施 等	香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー・サンポ ートビジネススクエア 2 階 Tel087-822-9310
(株)テクノネットワーク 四国 (四国TLO)	大学等の知的財産の 技術移転	松山市文京町 3 愛媛大学社会連携推進機構内 Tel089-927-8518
四国知的財産活用推進協 議会	知的財産に関する情 報発信、セミナーの開 催、相談事業の実施等	香川県高松市サンポート 3-33 四国経済産業局知的財産室 (事務局) Tel087-811-8519
愛媛県行政書士会	著作権に関する相談 等の実施 (著作権相談 員の紹介)	松山市錦町 98 番地 1 Tel089-946-1444

3 知的財産に関するアンケート調査結果

愛媛県知的財産戦略の改定に当たり、県内企業・団体の知的財産活動（知的財産の創造・活用・保護）に関する実態やニーズを的確に捉えることを目的として、知的財産に関するアンケート調査（調査期間：R 4. 3. 30～R 4. 4. 28、調査対象：県内企業等 838 団体）を実施しました。調査の結果、158 件の回答があり、次のような傾向が把握できました。

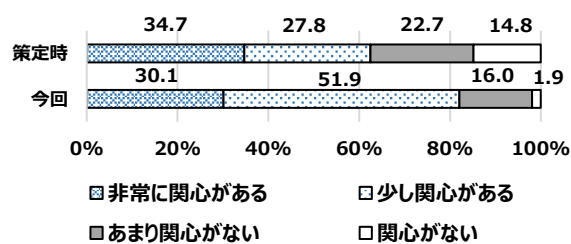
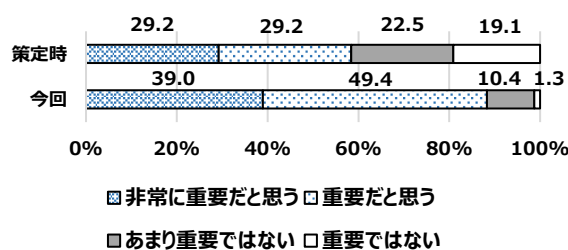
○ 知的財産権に関する意識と保有状況について

本戦略策定時に実施したアンケート調査（平成 18 年）と比較すると、全ての知的財産権について、「非常に重要だと思う」「重要だと思う」と回答した割合が、大幅に増えたことから、多くの企業・団体が重要であると考え、関心を持つようになったことがうかがえます。企業の規模別でみると、規模が大きい企業ほど、関心が高く、重要なものであると認識する傾向にあります。

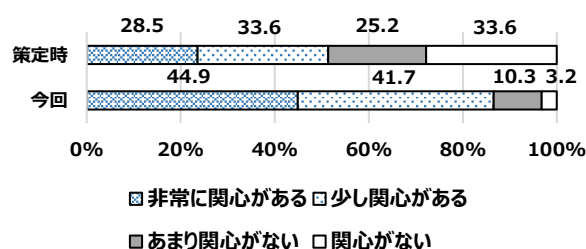
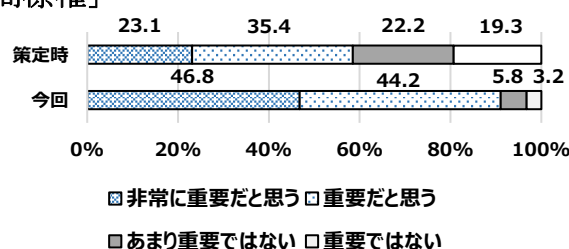
知的財産権に対する意識が高まっている一方で、権利を保有している企業・団体は、特許権は約 3 割、実用新案権は 1 割未満、意匠権は約 1 割であり、まだまだ活用が進んでいないという結果になりました。一方で、商標権については、約半数の企業・団体が保有しており、活用が進んでいます。

【各種知的財産権等に関する意識について】

「特許権・実用新案権・意匠権」

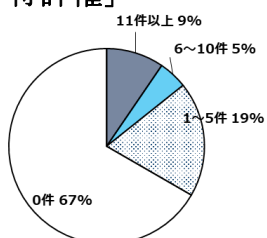


「商標権」

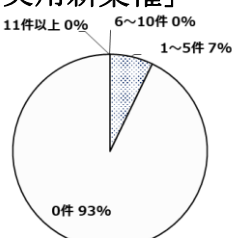


【各種知的財産権の保有状況について】

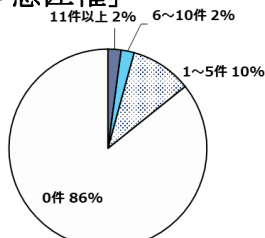
「特許権」



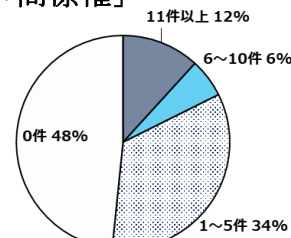
「実用新案権」



「意匠権」



「商標権」



【課題】

知的財産に対する関心は高く、重要だと考えているが、所有につながって
おらず、企業・団体における知的財産に関する理解が不十分である

○ 知的財産活動における基盤について

「知的財産部門がある」又は「法務部門が管理」していると答えた企業・団体の割合は、全体の 20%です。また、ルールを整備していると回答した企業・団体の割合は 16%です。

企業・団体の規模別で見ると、従業員数が 300 人以上の企業・団体においては、約半数において知的財産を管理する部門があり、かつルールが整備されている一方で、99 人以下の企業・団体では、1 割にも満たない状況です。

本県の大企業・団体においては、知的財産活動を行うための基盤が整ってきているといえますが、中・小規模の企業・団体においては、まだまだ十分ではない状況がうかがえます。

【企業・団体規模別知的財産部門の設置状況、ルールの整備状況】

規模	知的財産部門	ルール	両方あり
300 人以上	56%	53%	47%
100～299 人	36%	36%	23%
50～99 人	11%	16%	5%
20～49 人	22%	4%	0%
1～19 人	8%	5%	3%

【課題】

- ・ 知的財産を管理する部門の設置が進んでいない
- ・ 知的財産の管理等に関する社内ルール等の整備が進んでいない

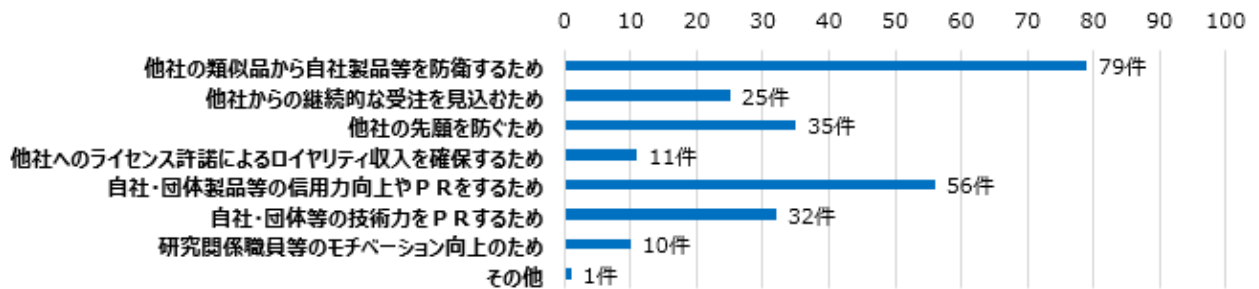
○ 知的財産権を保有する目的と保有しない理由について

知的財産権を保有する目的として多かったのは、「他社の類似品から自社製品等を防衛するため」で 79 件となっております。また、「自社・団体製品等の信用力向上や P R をするため」が 56 件、「自社・団体等の技術力を P R するため」が 32 件と多くなっています。

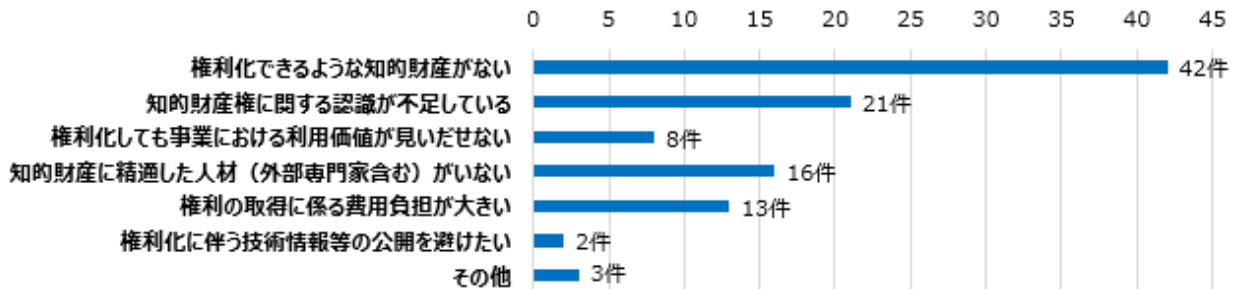
知的財産権を取得しない理由としては、「権利化できるような知的財産がない」が 42 件と最多であり、「知的財産に関する認識が不足している」が 21 件、「知的財産に精通した人材（外部専門家含む）がいない」が 16 件、「権利の取得に係る費用負担が大きい」が 13 件とそれに続いています。

権利化できるような知的財産の創出に向けて支援に取り組むとともに、知的財産に関する制度や取得による効果について、更なる啓発を進めていく必要があります。

【知的財産権を保有する目的について】



【知的財産権を保有しない理由について】



【課題】

研究・開発力が不足しており、知的財産の創造につながっていない

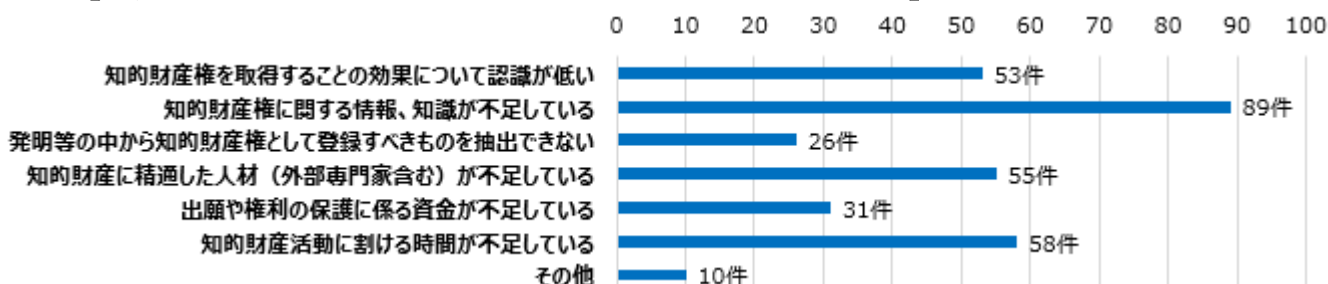
○ 知的財産活動を推進するに当たっての課題等について

知的財産活動を推進するに当たっての課題としては、「知的財産に関する情報、知識が不足している」が 89 件と最多で、「知的財産活動に割ける時間が不足している」が 58 件と続いています。行政の役割として、企業や団体に向けて、知的財産に関する情報の発信に努めるとともに、権利取得や制度等について更なる啓発を進めていく必要があります。

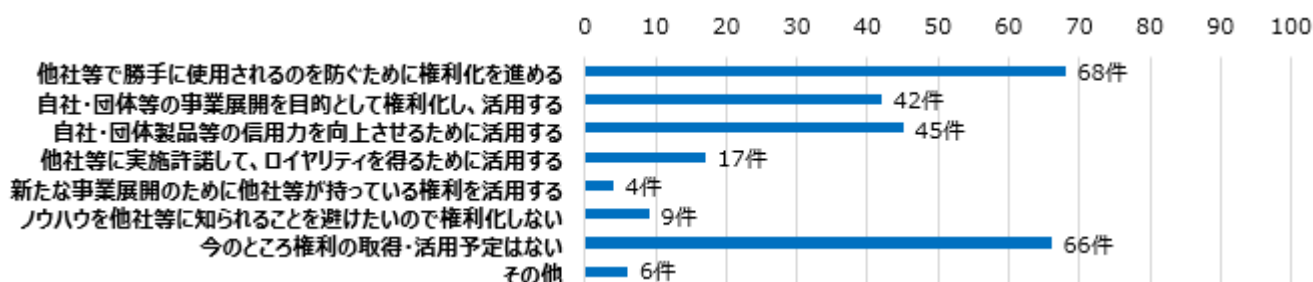
今後の方針については、権利化を進めていくなど、活用を進めていきたいとの回答が多い一方で「今のところ権利の取得・活用予定はない」との回答も 66 件と多くなっています。

企業・団体においては、知的財産権を取得することによるメリット・デメリットについて整理するとともに、初めから権利は取得しないと決め込むのではなく、取得する場合と取得しない場合を比較し、適切に意思決定を進める意識を醸成していく必要があります。

【企業・団体における知的財産活動における課題について】



【企業・団体における知的財産活動の方針について】



【課題】

知的財産活動を実施するに当たっての知識や人材、資金が不足している

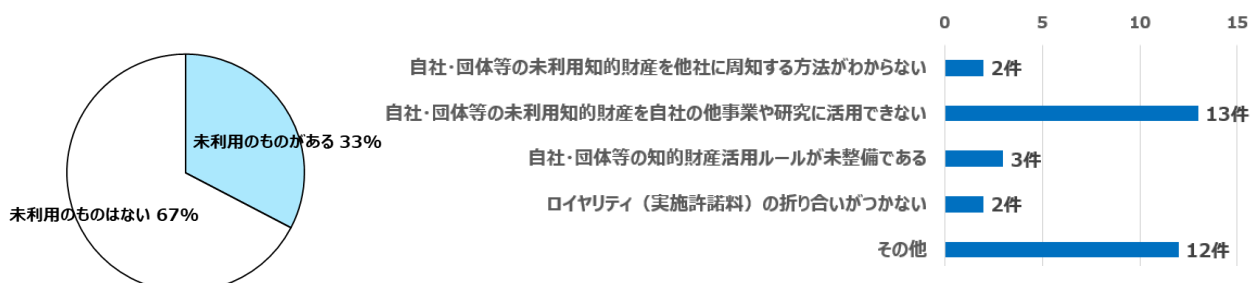
○ 未利用の知的財産について

知的財産権を保有している企業・団体のうち 33%が未利用の知的財産権を保有していると回答がありました。未利用となっている理由としては、「他事業や研究に活用できない」との回答が 13 件と多く、その他の意見の中には、「将来的な事業で活用するために現在は未利用」であるといった回答もありました。

未利用の知的財産権を活用し、新たな価値を創造していくことは、県内産業の更なる競争力強化に大きく寄与します。未利用の知的財産について、利用可能性を見出すことができるように、取り組んでいくことが重要です。

【未利用の知的財産の有無等について】

「未利用の知財の有無」 「未利用となっている理由」



【課題】

利用可能な知的財産の情報を共有し、未利用となっている知的財産の活用を図る必要がある

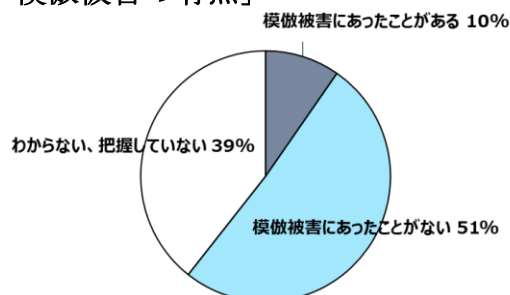
○ 模倣被害・権利侵害について

回答した企業・団体のうち、約1割が模倣被害に遭ったことがあると回答しています。また、模倣被害に関する設問では、「模倣被害対策をしていない」との回答が89件と多くありました。自社・団体の知らないところで、模倣被害に遭っている場合もあるため、日頃から対策を講じることで、少しでも侵害されるリスクを減らすことが重要です。

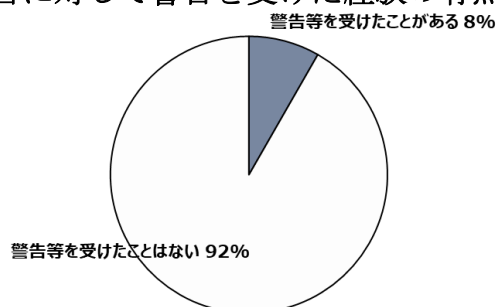
また、回答した企業・団体のうち、約1割が知的財産権の侵害だと警告等を受けたことがあると回答しています。自社・団体で事業を開始する前に調査等を実施しているかとの設問では、「調査を実施していない」との回答が74件と最も多い結果になりました。事業を推進していく中で、他者の権利を侵害することは、訴訟のリスクが大きく、莫大な損害賠償請求や、急な差し止め請求を受ける可能性があります。他者の権利を尊重し、訴訟を受けるリスクを減らすことは、安定した経営を続けるためにも不可欠な姿勢であるといえます。

【模倣被害について】

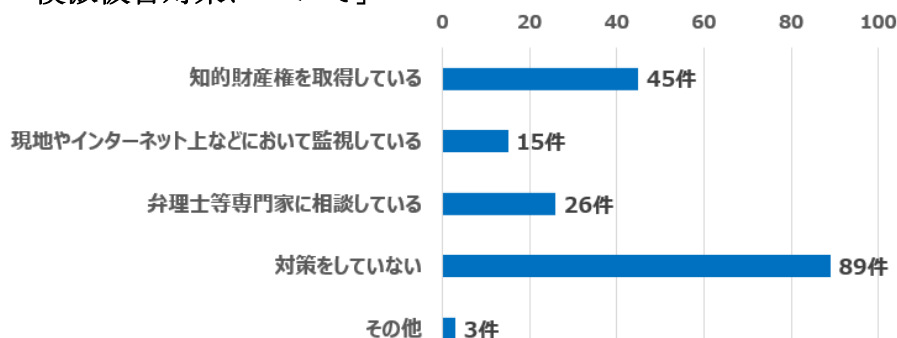
「模倣被害の有無」



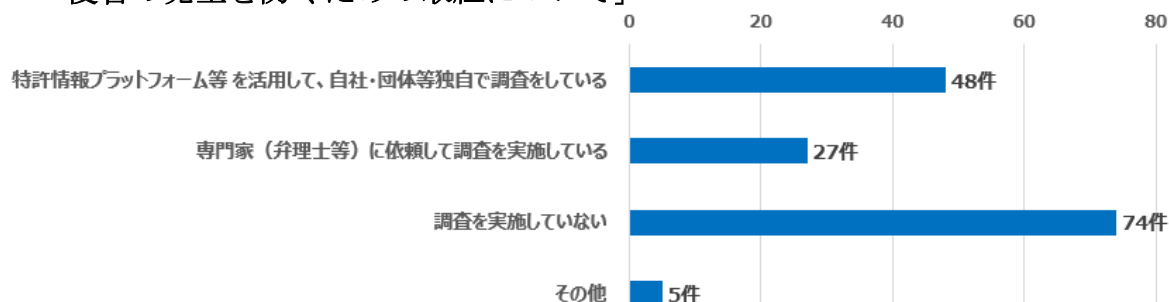
「侵害に対して警告を受けた経験の有無」



「模倣被害対策について」



「侵害の発生を防ぐための取組について」



【課題】

- ・ 模倣被害対策が不十分
- ・ 事業の実施に当たって、既存の権利等に対する事前調査の取組が不足しているなど、他者の知的財産への尊重が不十分である

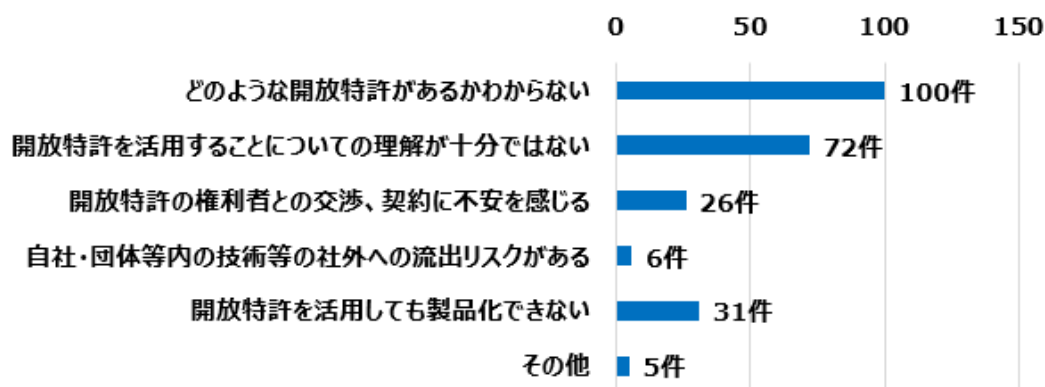
○ 知的財産の活用について

他者が保有している知的財産について関心を持っている企業・団体は、全体の4割程度あるものの、活用における課題としては、「どのような開放特許があるかわからない」が100件で最も多くなっています。

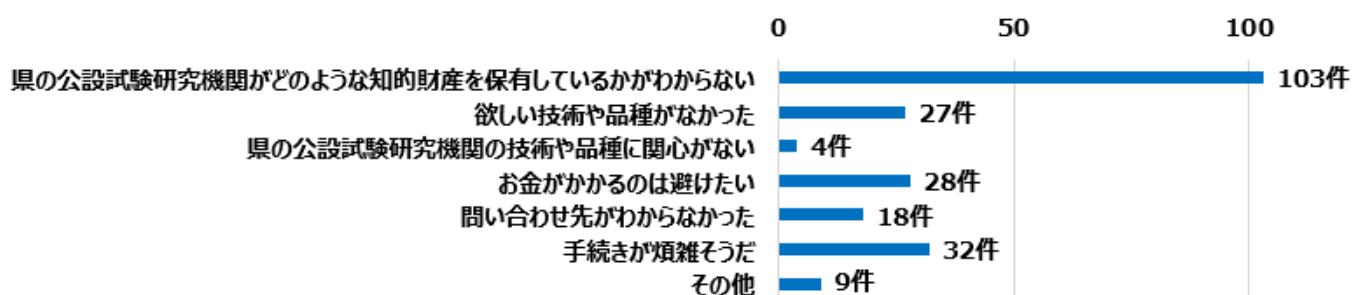
また、県の公設試験研究機関の保有する知的財産を活用しない理由についても、「県の公設試験研究機関がどのような知的財産を保有しているかがわからない」という回答が最多でした。

県の公設試験研究機関は、どのような知的財産を保有しているのかということを広く周知するとともに、これを受けて、県内企業がどのように活用できるかということについても、自ら考えていく必要があります。また、県の公設試験研究機関以外においても、自社内で利用が見込めない知的財産等を幅広く周知することで活用が図られることから、ライセンス契約等で活用が可能であるとの意思表示をする姿勢が求められているといえます。

【外部の知的財産を活用するに当たっての課題について】



【県の公設試験研究機関の知的財産を活用しない理由について】



【課題】

県公設試験研究機関における、成果の周知が不十分

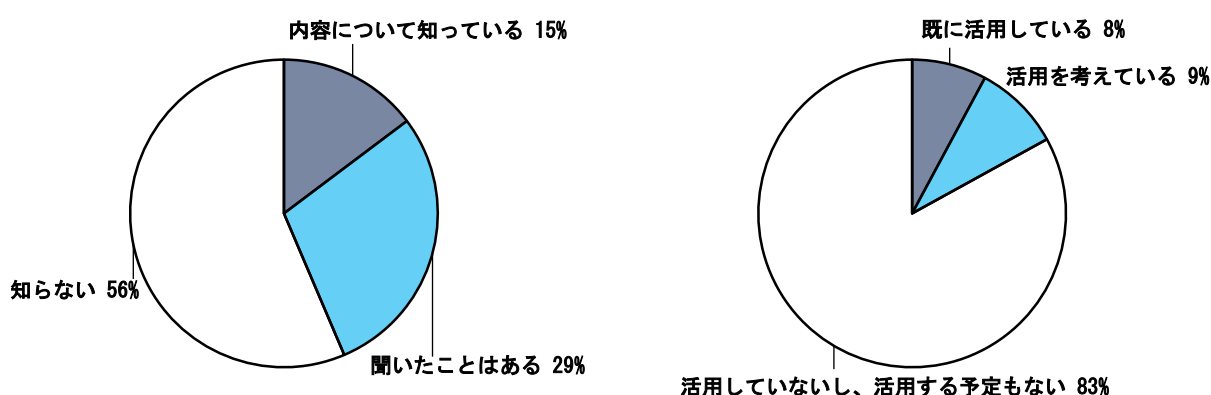
○ 地域ブランドの活用について

地域団体商標制度に関しては、「内容について知っている」又は「聞いたことはある」と回答したのは、44%でした。また、活用状況については、8%の企業・団体が既に活用しており、9%の企業・団体が活用を考えています。

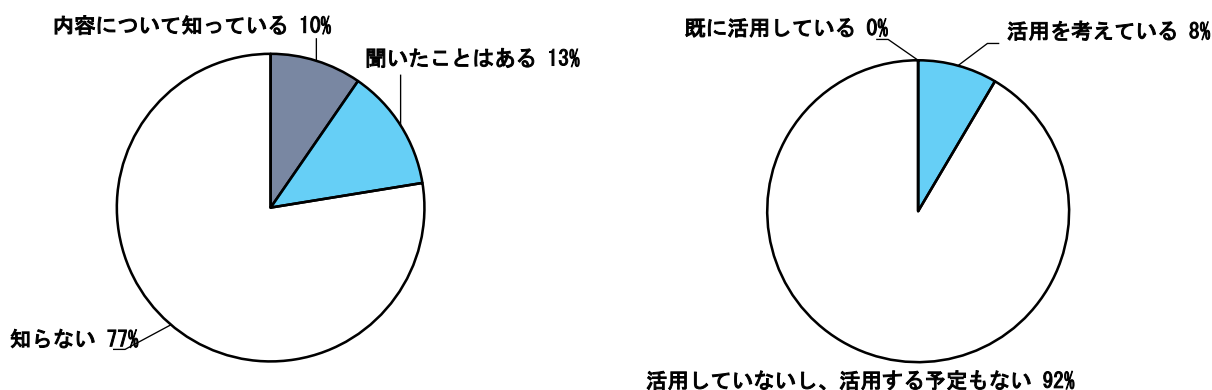
地理的表示保護制度に関しては、「内容について知っている」又は「聞いたことはある」と回答したのは、23%であり、まだまだ認知が進んでいない状況です。また、活用状況については、既に活用している企業・団体は皆無であり、活用を考えている企業・団体についても 8%にすぎません（県内では、伊予生糸のみが登録済み）。

活用を考えている企業・団体が、活用できるように支援をするとともに、更なる認知度向上、更なる活用に向けて、制度の周知・啓発が必要です。

【地域団体商標制度の認知度、活用状況】



【地理的表示保護制度（GI 保護制度）の認知度、活用状況】



【課題】

地域ブランド（地域団体商標・地理的表示保護制度）の活用が進んでいない

第3章 愛媛県における知的財産の活用に向けた基本的な考え方

1 基本目標

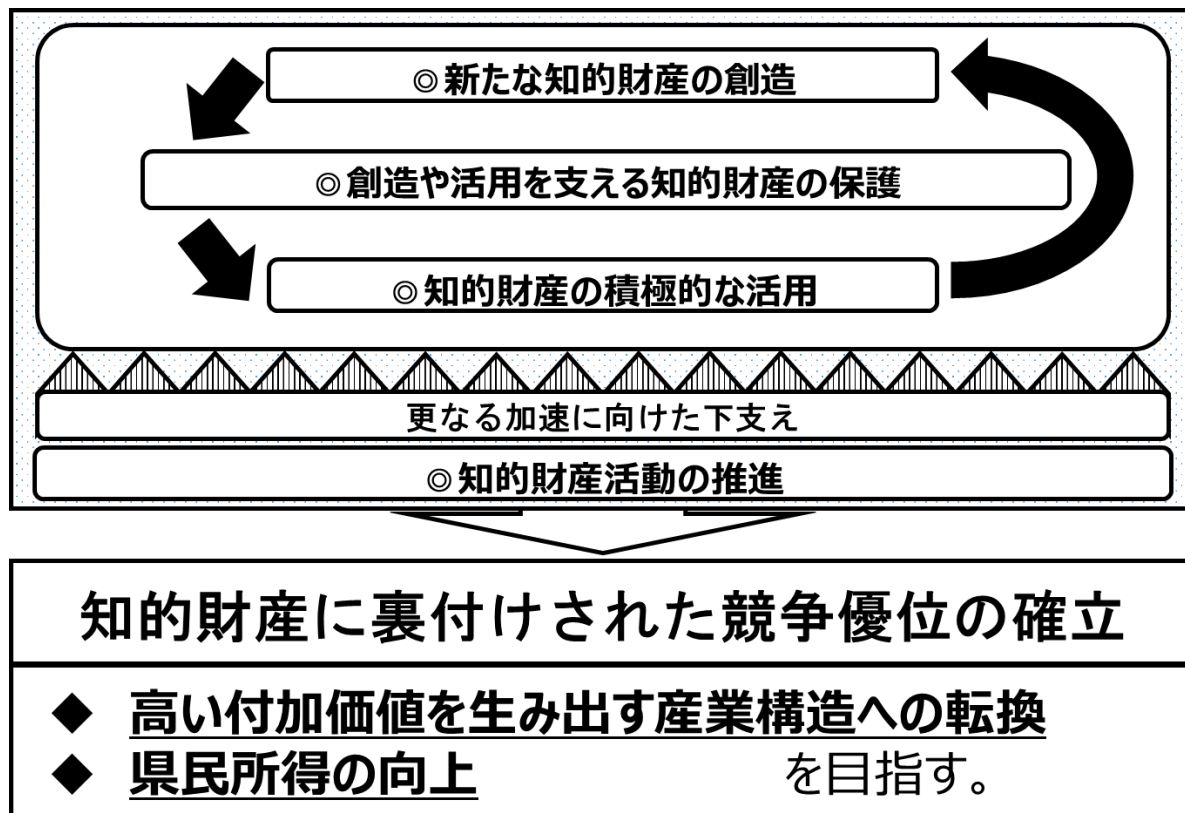
(1) 愛媛県知的財産戦略の目的

本県においては、1人当たり県民所得の低迷が続いています。この状況を打破するためには、IT関連分野をはじめとした新たな産業分野の育成や、高品質で魅力あふれる県産品や県内発のサービスを打ち出すことで、より多くの付加価値を生み出す産業構造へ転換し、経済成長につなげることが不可欠です。

そのためには、独自の技術・デザインに裏打ちされた高品質な製品の開発や、良好なブランドイメージの確立が不可欠であり、特許権、意匠権、商標権といった産業財産権や、登録された新品種（育成者権）の更なる活用に取り組む必要があります。

第2章で触れたアンケート調査の結果から、本戦略の策定時と比較すると、本県において知的財産に対する関心は大きく高まっていますが、知的財産を生み出す研究・開発活動、知的財産を活用した事業展開、権利の取得等による保護活動といった知的財産に関する活動は、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。

知的財産の更なる活用を図っていくためには、産学官、更には県民や関係機関等も含めた、オール愛媛の体制で取り組んでいく必要があります。県では、地域の実情を踏まえた知的創造サイクルを確立し、産業振興につなげていくことを目指します。



(2) 愛媛県知的財産戦略の目標

愛媛県知的財産戦略においては、企業・団体、高等教育機関、行政、研究機関、更に県民が一体となって、

- ◎ 新たな知的財産の創造
- ◎ 創造や活用を支える知的財産の保護
- ◎ 知的財産の積極的な活用

に取り組むとともに、上記の3つの目標の達成に向けて、知的財産を担う人材の確保・育成や知的財産を重視する風土づくりなどを目的として

◎ 知的財産活動の推進

を図る必要があります。

以上の4項目をこの戦略の目標として掲げ、取り組んでいくこととします。

(3) 課題と方向性

ア 産業を取り巻く環境の変化を踏まえた課題

- デジタル化に対応した知的財産の創出に取り組む必要がある
- 経済のグローバル化に対応した知的財産活動に取り組む必要がある

イ アンケート結果に基づく課題

- 知的財産に対する関心は高く、重要だと考えているが、所有につながっておらず、企業・団体における知的財産に関する理解が不十分である
- 知的財産を管理する部門の設置が進んでいない
- 知的財産の管理等に関する社内ルール等の整備が進んでいない
- 研究・開発力が不足しており、知的財産の創造につながっていない
- 知的財産活動を実施するに当たっての知識や人材、資金が不足している
- 利用可能な知的財産の情報を共有し、未利用となっている知的財産の活用を図る必要がある
- 模倣被害対策が不十分
- 事業の実施に当たって、既存の権利等に対する事前調査の取組が不足しているなど、他者の知的財産への尊重が不十分である
- 県公設試験研究機関における、成果の周知が不十分
- 地域ブランド（地域団体商標・地理的表示保護制度）の活用が進んでいない

ウ 課題に対応するための方向性

課題	基本目標と目指すべき方向			
	①	②	③	④
	知的財産活動の推進	新たな知的財産の創造	創造や活用を支える知的財産の保護	知的財産の積極的な活用
デジタル化に対応した知的財産の創出に取り組む必要がある		★ デジタル化に対応した知的財産の創出		
経済のグローバル化に対応した知的財産活動に取り組む必要がある			★ 知的財産権による強固な保護の実現	
知的財産に対する関心は高く、重要だと考えているが、所有につながっておらず、企業・団体における知的財産に関する理解が不十分である	★ 知的財産に関する意識の向上			★ 知的財産権の活用によるロイヤリティの獲得
	★ 企業・団体における知的財産戦略の推進			
	★ 特許情報の積極的な活用			
知的財産を管理する部門の設置が進んでいない	★ 知的財産活動における基盤の構築			
知的財産の管理等に関する社内ルール等の整備が進んでいない	★ 知的財産活動における基盤の構築			
研究・開発力が不足しており、知的財産の創造につがっていない		★ 研究開発の推進		
		★ 県公設試験研究機関における戦略的な研究開発		
知的財産活動を実施するに当たっての知識や人材、資金が不足している	★ 各種支援制度の活用			
	★ 知的財産に関する意識の向上			
利用可能な知的財産の情報を共有し、未利用となっている知的財産の活用を図る必要がある				★ 外部資源の活用
				★ 未利用の知的財産の活用
模倣被害対策が不十分			★ 知的財産権による強固な保護の実現	
			★ 権利侵害対策の推進	
事業の実施に当たって、既存の権利等に対する事前調査の取組が不足しているなど、他者の知的財産への尊重が不十分である			★ 他者の知的財産に関する権利の保護	
			★ 育成者権の保護	
県公設試験研究機関における、成果の周知が不十分				★ 県公設試験研究機関における戦略的な権利化と実施許諾
地域ブランド（地域団体商標・地理的表示保護制度）の活用が進んでいない		★ 地域ブランドの創出	★ 地域ブランドの権利化	

（４）愛媛県知的財産戦略の推進期間

知的財産権の取得には数年を要するなど、第４章に掲げる目標値の向上に向けては一定程度時間を要することから、本戦略の推進期間については、改定（令和５年度）から１０年間の令和１４年度までとします。なお、ＤＸの進展等、知的財産を取り巻く環境は今後も大きな変化を続けていくと見込まれるため、５年経過時点において中間評価を実施し、更なる改定が必要であれば、その都度見直しを行うこととします。

2 取組方針

(1) 知的財産活動の推進

知的創造サイクルを早く大きく回していくためには、知的財産を企業の経営戦略に明確に位置付け、知的財産を「創造」し、「活用」し、そして「保護」するための体制を整えることが重要であり、こうした体制を支える知的財産に精通した人材の確保・育成が不可欠です。そのために、県民に対する意識啓発等を実施することにより、知的財産に関する活動の裾野を広げていきます。

○ 知的財産に関する意識の向上

・ 企業・団体における知的財産に関する認識の向上

県内における知的財産を生み出す研究・開発や、知的財産の事業への活用、権利の取得といった取組（以下「知的財産活動」という。）は、かつては一部の企業等に限られたものと考えられていましたが、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の知的創造サイクルを循環させるためには、より多くの企業・団体等が知的財産活動に関わっていく必要があります。狭義の知的財産権だけではなく、ブランドやノウハウ、顧客情報をはじめとした営業秘密などを含めた広い意味での知的財産を意識して、企業活動を促進していかなければなりません。

・ 将来を担う若年層における知的財産に関する意識向上

若年層は、将来、県内産業の担い手として活躍が期待されます。若年層が知的財産に興味を持ち、「どうすれば発明につながるのか」、「どう活用すれば、収益につながるのか」ということを主体的に考えることができる姿勢を持てるよう、継続的な意識啓発が必要です。将来にわたって県内産業の知的財産サイクルの好循環を支えていくための人材の確保に向け、小学生や中学生といったより若い世代までターゲットを広げて、知的財産に関する啓発を行うことが求められます。

○ 知的財産活動における基盤の構築

・ 企業等における知的財産に関するルールを整備・確立

特に小規模な企業等においては、知的財産管理規則や職務発明規則等の知的財産の取扱いに関するルールが十分に確立されていない状況も散見されます。明確なルールの設定は、自社等の生み出した知的財産の活用や、他者の保有する知的財産をライセンス契約して活用する際に、社内・団体内で円滑に意思決定を行うための一助となります。また、発明をした研究・開発者への実施補償金などの対価を明記することで、「創造」の担い手である社員が研究活動に邁進するインセンティブにつながります。このようなことから、企業等は、積極的に知的財産の取扱いに関するルールを整備・確立することが

望まれます。

- ・ 知的財産の管理体制の整備

企業等が知的財産の権利化や管理をするに当たっては、企業等の規模にもよりますが、専門知識を有する人材が不足していることが大きな課題となっています。知的財産を効果的に「創造」し、「保護」し、「活用」していくためには、広い視野を持って方向性を考えていく必要があることから、知的財産に関し、企業内の全体の動きを把握できるような体制に創り替えることが望まれます。しかしながら、中小企業等の場合、人的資源に限りがあることから、弁理士や弁護士など外部の専門的人材を活用しながら体制整備に努めることも検討すべきです。

- 企業・団体における知的財産戦略の推進

- ・ 経営戦略における知的財産の位置付けの明確化

企業・団体が、組織に内在している知的財産を的確に把握・評価した上で、事業活動等に組み込んでいくことは、その企業・団体が安定的に事業を継続していくとともに、確実な成長を遂げるためには、大変重要なプロセスです。経営戦略の中に、知的財産の取扱いを適切に位置付けた上で、知的財産を新たに生み出し、維持するための費用や、知的財産の活用等に要する費用について、単なるコストとして捉えるのではなく、当該企業・団体が将来のありたい姿に到達するための投資として位置付け、積極的に「創出」し、「保護」し、「活用」といった知的財産サイクルを活発に循環させていく姿勢が必要です。

- ・ オープン・クローズ戦略の推進

イノベーションにスピード感が求められる昨今の競争環境において、企業・団体が競争優位を維持し事業を展開・育成していくためには、自社等の内部だけでクローズド・イノベーションを追求するのではなく、どの知的財産をオープンにして他者と研究・開発に取り組むのか、又はどの部分を権利化してコア技術・コアデザイン（商品の根幹を支える技術・デザイン）として独占していくのか、といったようなことについて、適切に選択することが重要であり、それぞれの知的財産について、経営戦略に占める位置付けや、性質に応じた取扱いを検討することが大切です。

- ・ 価値デザイン経営の推進

デジタル化や人口減少といった、これから想定される社会の荒波の中で継続的に事業を展開していくためには、まずは自社が将来どうありたいかという未来像を描き、そのためには今何に取り組むことが必要か、検討することが必要であり、今どのような知的財産があり、それをどのように活用して今後の経営戦略や研究・開発の方向性を定めていくかといった、いわゆる価値

デザイン経営の視点も大切です。

○ 特許情報の積極的な活用

- ・ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等の活用

公開されている特許情報は、新たな技術開発のヒントとして参考となるほか、既存技術と重複した技術開発に労力を割くことを回避できます。

このため、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォームにおける特許権、意匠権、商標権等の検索機能や、画像意匠公報検索支援ツールの利用など、知的財産権に関する情報の積極的な活用が極めて有効です。

○ 各種支援制度の活用

- ・ 公的支援制度の活用

多くの中小企業等においては、人材や出願費用、ノウハウ等の不足から、知的財産の権利化や管理が進んでいませんが、国では、中小企業を対象に、国内での知的財産権の取得に要する料金の減免等の支援制度、国外での権利化や訴訟にかかる費用の補助制度等を設けており、これらの有効な活用により、知的財産権の取得に際し、大きく負担を軽減することができます。

また、企業等における知的財産戦略や知的財産活動の体制構築等に関し、知財総合支援窓口（INPIT）等による幅広い分野における充実した支援もあり、これらを活用して積極的な知的財産活動を推進することができます。

- ・ 知的財産に関する学習コンテンツ等の積極的活用

知的財産活動においては、各種権利や、知的財産の取扱いに関する基礎知識を有した人材が核となって推進していくとスムーズに進みますが、まだまだこうした人材が不足していることは否めません。

そこで、国や独立行政法人工業所有権情報・研修館が、知的財産に関する初任者向けの知的財産権テキストの公開や、オンデマンドの学習コンテンツ、各種セミナー・勉強会等を実施しており、企業等においては、それらを積極的に活用し、人材の育成に努めることが求められます。

（２）新たな知的財産の創造

知的財産の「創造」は、知的創造サイクルの循環の出発点であり、「創造」が活発になるほど知的創造サイクル全体も大きくなります。特許情報の積極的活用や共同研究等に取り組み、事業化につながる研究開発を推進していくことが必要です。また、NFT等を活用したデジタルコンテンツや、地域ブランドについても積極的に「創造」していく必要があります。

○ 研究開発の推進

・ コア技術・コアデザインの創出

企業は、他社にはない独自のコア技術・コアデザイン（当該企業が扱う商品の根幹を支える技術・デザイン）を創造することで、独占的な事業実施が可能となるだけでなく、製品の核となる技術について、他社への実施許諾料を決定する権限をもって、優位に事業展開ができる可能性があります。このように、市場での強い競争力を担保することができれば、高等教育機関などとの連携・協力が容易になり、コア技術等の創出を有利に進めることができます。

・ 共同研究等の推進

中小企業等は、資金や技術力の不足により単独で研究開発を行うことが難しいため、大学・高等専門学校や公設試験研究機関などとの共同研究が、知的財産を生み出すための有効な手段となります。共同研究を推進するためには、中小企業側が、大学等の保有する知的財産をどうすれば事業に応用できるのかを見極めるとともに、的確に判断する目を養うことが求められます。

○ 県公設試験研究機関における戦略的な研究開発

・ 戦略的な知的財産の創出

県の公設試験研究機関は、これまで以上に地域ニーズを把握して、新たな事業の創出や県民所得の向上につながるような研究を実施するとともに、大学等の基礎研究の中には、そのままでは事業化が難しいものもあるため、そのような基礎研究について、中小企業等による事業化が容易となるよう、橋渡しできるような研究開発の実施に努めていきます。

○ デジタル化に対応した知的財産の創出

・ デジタルコンテンツの創出

インターネットに誰もがアクセスできるようになり、画像や動画等をアップロードしたり、閲覧ができるようになりました。また、近年では、ブロックチェーン技術の確立により、デジタルアート等、データの唯一性がNFT（非代替性トークン）の付与により保障されるような兆しもあり、デジタル空間は更なる進化を遂げています。このような大きな変化をチャンスと捉え、県内にある豊かな地域資源・観光資源などを活用し、新たな愛媛県らしいコンテンツを創出し、デジタル経済圏の拡大を目指します。

○ 地域ブランドの創出

・ 地域資源を活用した地域ブランドの確立

各地域における気候、風土、文化、歴史などの地域資源を地域ブランドとして位置付け、オリジナリティやメッセージ性を持って地域外にPRすることで、農林水産物や工業製品、サービスの付加価値を増進させるとともに、

商品等だけではなく地域そのもののイメージアップに結び付くことも期待されます。その形成過程においては、企業や事業者だけではなく、自治体や住民など様々な主体が力を合わせ、地域が目指すべき姿の方向性を打ち出し、地域ぐるみでブランド化に取り組む必要があります。

地域ブランドは、キャッチコピーやロゴマークのような商標といった新たな知的財産を生み出す源泉であり、本県においても地域の産業や経済の活性化を目指して、地域ブランドの活用を積極的に推進していきます。

(3) 創造や活用を支える知的財産の保護

知的財産権の取得に際しては、一定の経費が掛かることは避けられないため、事業化の見込みや知的財産の特性に応じて、権利化し、保護する必要があります。また、普段から、模倣被害に備えるとともに、他者の権利を尊重しながら事業活動に取り組んでいく必要があります。

知的財産活動における支援制度を積極的に活用することにより、費用面での負担軽減や人材の育成に努めていくことが必要です。

○ 知的財産権による強固な保護の実現

・ 戦略的な知的財産権の取得等による保護

知的財産権の取得に際しては、単に権利の取得を目指すだけではなく、事業化の見込みや取得する知的財産の特性を勘案しながら、本当に権利化すべきかどうかを判断する必要があります。また、知的財産の取得に向けて出願をするということは、発明等の内容が公開されることになり、他者から模倣される可能性が高まることから、各種の発明等について、権利化して保護すべきなのか、それともノウハウや営業秘密として秘匿し保護をしていくべきなのか、的確に見極めることが重要です。

・ 海外における積極的な権利化

国内における特許権や商標権の取得、又は品種登録による権利の保護は国内のみで有効ですが、経済の国際化に伴い、知的財産に関する紛争はグローバル化しつつあり、海外での権利を取得しない場合は、海外市場における商機を失う可能性があります。例えば、「シャインマスカット」は、韓国や中国において品種登録をしなかったこと等を一因として、これらの国で産地化が進み、両国内だけにとどまらず、国外へと輸出されるまでに至っています。

海外出願は多額の費用を要することから、国内出願以上に、権利化する価値があるのかという点を十分に吟味する必要がありますが、海外での模倣被害を防ぎ、自社のブランドを守り育てるために必要であると判断した場合は、時期を逸しないよう積極的な権利化が何よりも大切です。

- ・ 知財ミックスの推進

権利化に当たっては、知的財産の性質に応じて、特許権と商標権、特許権と意匠権のように、複数の知的財産権を組み合わせることで取得することが有効です。複数の権利を取得し、多面的に保護を図ることで、あらゆる侵害に対し防衛できるようになり、自社等の事業を安定的に継続していくことができるだけでなく、事業を守り育てることにもつながります。例えば、機能面など中身は全く異なるものの、外見を模倣した製品を他者が売り出した場合、特許権による保護だけでは十分な対抗ができない可能性があります。この場合は、意匠権の取得により、デザイン（外見）についても守りを固めておけば、他者の模倣行為に柔軟に対抗できる可能性が高まります。

- 権利侵害対策の推進

- ・ 権利侵害への対策の充実

知的財産を保護するためには、権利化するだけでは不十分です。その権利が侵害されていないか市場を監視し、侵害を発見したら、侵害者に警告するとともに和解交渉を行い、決裂した時には、訴訟を提起する必要があります。

特に、県内産業のグローバル化が進展する中で、今後海外における権利侵害の事例が増えていくことが予想されますが、現地に基盤がなければ、状況の把握や対応が極めて困難になることは想像に難くありません。そのため、海外で発生した権利侵害については、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」や、日本貿易振興機構（JETRO）による情報提供を積極的に活用して、対応に努めることが求められます。

- 他者の知的財産に関する権利の保護

- ・ 他者の知的財産を侵害しないための事前調査等の実施

事業の展開に当たっては、公開されている知的財産権情報の事前調査により、他者に対する権利侵害に至ることがないように努めることで、トラブルの発生を未然に防止することが大切です。事業開始後に侵害が発覚し、他者との訴訟等に発展した場合には、莫大な損害賠償請求を求められるだけでなく、急な差止請求により事業がストップする可能性もあります。こうした事態に対応するためには、交渉や訴訟に多くの労力が必要となりますが、これらのリスクを回避するためにも、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の活用や、専門家である弁理士への相談など、十分な時間をかけて、事前の調査に取り組む必要があります。

また、インターネット上に公開されているイラスト等の利用に当たり、無意識に使用した結果、権利侵害に当たるとして、他者から訴訟を提起されて初めて事態に気づくというケースが多発しています。こうしたケースでは、個人利用に限定されていないか、本当に無償解放されているのか、利用規約等の十分な確認をとることが必須です。

- ・ 著作物等の財産的価値に留意した業務委託等の推進

委託業務の実施において、発注内容に報告書の提出等が含まれ、著作権をはじめとした知的財産権が関連する場合、知的財産権の財産的価値や、その権利の取扱いについて、十分に留意する必要があります。

また、中間生成物やデータにも多くの知的財産が含まれており、安易な発注者への権利移転は、創作意欲の低減や、二次利用の阻害になるため、これまでの契約や慣習を見直し、正当な評価を前提とした契約ルール確立が求められます。

○ 育成者権の保護

- ・ 県登録品種種苗の適正な利用

「甘平」や「ひめの凜」など、県が開発したオリジナル品種については、長い年月をかけて育成された大切な本県の財産です。これらの品種が県外や海外に流出することは、県内産地や生産者に損害など大きな影響を与えることとなるため、1人ひとりが品種を適切に取り扱い、愛媛の品種やブランドを守る必要があります。

種苗法の改正に伴い、登録品種について、輸出先国や国内の栽培地域を指定することが可能とされています。なお、県登録品種の海外への種苗の持ち出しは、従来から禁止しています。

品種登録されている種苗については、許諾を得て生産・販売している種苗業者など適切なルートで購入するとともに、自家増殖した種苗を、育成者権利者と実施許諾契約を交わすことなく第三者に譲渡するような禁止行為は、絶対にしないようにしなければなりません。なお、県登録品種のうち一部の品種については、県が定める遵守事項に同意することを条件に、許諾手続き不要で自家増殖を可能としています。

○ 地域ブランドの権利化

- ・ 地域ブランドを支える権利取得の推進

地域資源を活用して、地域一丸で良好な地域ブランド（イメージ）を確立したとしても、その後、適切に保護を続けなければ、関係のない他者に模倣され、地域に関係のない商品等のPRに活用されたり、品質の劣る模倣品等によりブランドイメージが損なわれる可能性があります。そのため、地域ブランドに紐づく商品等の品質を担保し、ブランドを守り育てていくため、可能なものについては、地域団体商標や地理的表示（GI）保護制度を積極的に活用して権利化を図り、しっかりと保護を図ることが重要です。

(4) 知的財産の積極的な活用

県内の知的財産権を有効に「活用」するには、企業等が自前で取得した知的財産を権利化したり、又は権利化せずノウハウとして守り育てて事業化することが重要ですが、それに加えて、他の企業や大学、公設試験研究機関等が保有する未利用のものを含めた知的財産を活用し、事業化につなげていく姿勢も大切です。

また、県の公設試験研究機関は、県内の事業者等の活用が見込まれるものについては、戦略的に知的財産権の取得に努め、実施許諾を行うことで、県産業の育成、発展を目指し、知的財産の更なる活用を促していく必要があります。

○ 外部資源の活用

・ 外部の知的財産等の積極的な活用

第2章のアンケート結果によれば、中小企業等においては、研究・開発活動に必要な人材や資金などの基盤が整っていないため、権利化できるような知的財産の創出につながっていないという現状がうかがえます。契約やライセンス料の支払は必要となりますが、利用可能な外部の知的財産を活用することは、新たな事業の創出への大きな一歩となる可能性を秘めています。

○ 未利用の知的財産の活用

・ 未利用の知的財産の更なる活用の推進

企業や団体内部で未利用となっている知的財産が新たな事業の創出に向けて活用されることは、社会全体のイノベーションの更なる活性化を実現するために必要不可欠です。既に蓄積されている知的財産をより幅広いプレイヤーが活用できるような環境を整えるためには、まだまだ活用が進んでいない開放特許情報データベース(独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営)等を通じ、自らが保有する知的財産などのライセンスに係る意思表示を積極的に行うことが求められます。

また、公設試験研究機関等においては、どのような研究開発に取り組んでいるのか、どのような知的財産が利用可能なのかといった情報について、ホームページ等を用いて積極的に情報発信を行い、地域の経済活性化に向けた技術移転に努める姿勢が必要です。

○ 知的財産権の活用によるロイヤリティの獲得

・ 知的財産の積極的な権利化による実施及び使用許諾

権利化した知的財産は、実施を許諾することで収入を得ることができます。このロイヤリティ収入は、巡り巡って新たな知的財産を「創造」するための貴重な財源となります。そのため、それぞれの知的財産の重要性や利用方法を勘案しながら、積極的に権利化を図るよう促していかなければなりません。

○ 県公設試験研究機関における戦略的な権利化と実施許諾

・ 権利化と県内団体への積極的な実施許諾（ライセンス）

県内企業や農林水産業者のニーズに合ったものについて、権利化して、実施許諾を行う体制を整える必要があります。

また、県有の特許や品種について、県内業者に優先的に実施許諾をしたり、実施料について、県内の企業や農林水産業者を優遇した基準を設けるなど、本県の産業振興に資する戦略として、県内における知的財産の「活用」を促進していきます。

そして、実施許諾によって得たロイヤリティ収入を次の研究開発に活用することにより、知的財産サイクルの好循環へとつなげていきます。

第4章 知的財産戦略を有効に実施していくために

1 各機関が果たすべき主な役割

知的創造サイクルを確立するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を認識して、積極的に知的財産に関する取組を進めることが必要であり、それぞれの主体が連携を図り、効果を高めていくことが求められます。

ここでは、前章で記載した「基本的な考え方」の「推進」・「創造」・「保護」・「活用」ごとに、各主体が果たすべき役割を明らかにします。

(1) 知的財産活動の「推進」のために求められる役割

○ 企業・団体等の役割

企業・団体等は、知的財産の重要性を認識し、適切に経営戦略に位置付けて事業活動に取り組む必要があります。そのためには、経営方針を決定する経営者自らが知的財産の重要性を認識していなければ、取組を進めることはできません。そこで、経営者には、知的財産を適切に経営方針に位置付け、組織内への浸透を図ることにより、組織における知的財産の「創造」・「保護」・「活用」のサイクルを確立することが求められます。

企業・団体等における知的財産サイクルの確立に向けては、まず、知的財産に関するルール確立や、知的財産に関する全体の流れを経営者が把握できるような体制づくりをしていかなければなりません。しかしながら、知的財産活動の推進には多額のコストがかかり、中小企業等の場合は大きな負担となることから、外部の専門的人材や国が用意している知財総合支援窓口（INPIT）、知的財産権の取得における各種補助、減免制度等、幅広い分野で用意されている支援メニューを活用しながら、積極的に知的財産活動を推進することが望まれます。

○ 大学・高等専門学校等の役割

大学・高等専門学校等の果たすべき大きな役割の一つに、人材の育成があり、在学する学生や研究者等に対して、積極的に知的財産の重要性やその取扱方法など、基礎的な知識に関する意識啓発を行い、将来の知的財産活動の担い手となる人材の育成に努める必要があるほか、裾野を広げて、地域の社会人を対象にした知的財産に関する講座を開催するなど、各関係機関と連携しながら、専門的な人材育成の役割を果たすことも求められます。

○ 行政の役割

県や市町においては、域内で知的創造サイクルを円滑に循環させるため、大学や関係機関等と連携して、広く普及・啓発活動を行うことにより、産業振興における知的財産を重視する風土を醸成します。特に若年層は、将来、知的財産を生

み出し、県内産業の担い手として活躍が期待されていることから、知的財産に興味を持ち、「どうすれば発明につながるのか」、「どう活用すれば、収益につながるのか」と主体的に考えるような姿勢を持ってもらい、将来にわたって県内産業の知的財産サイクルの好循環を支える人材として活躍できるよう、小学生や中学生といった世代までターゲットを広げて、啓発を行っていきます。

また、知的財産活動を推進するための人材や資金、情報が不足している中小企業や農林水産業者等に対しては、相談窓口の整備や資金面での支援の充実を図るとともに、関係機関の支援に係る情報を積極的に提供するなど、公的支援制度の活用を図ります。

○ 県民・関係機関の役割

県民は、県や関係団体などが開催する知的財産に関する講義やセミナーへの積極的な参加、独立行政法人工業所有権情報・研修館が公開している学習コンテンツ等の活用により、知的財産に関する知識を深めることが重要です。

また、県内金融機関は、県内産業界との関わりが深く、シーズやニーズを把握しやすいことから、知的財産の創出や権利の取得を奨励するため、関係機関と連携し、資金面を含めた研究・事業化の支援に努めることが求められます。

(2) 知的財産の「創造」のために求められる役割

○ 企業・団体等の役割

企業・団体等においては、知的財産の「創造」に欠かせない研究開発活動を推進し、他者にはない独自のコア技術やコアデザイン等に裏付けされた高付加価値な製品等を生み出し、激しい競争を生き抜く力強い企業体へと変革していくことが求められます。研究開発活動においては、既存の特許情報等を活用することにより、既存技術との重複を避けるとともに、新たな技術開発のヒントにすることで、効率的・効果的に新しい知的財産を創出することができます。

また、資金や技術力、人材の不足により、単独で研究開発を行うことが難しい中小企業等の場合は、大学や公設試験研究機関、他の企業等との共同研究を積極的に働きかけることにより、知的財産を生み出すことが期待できます。

○ 大学・高等専門学校等の役割

大学等において行われる研究は、時代に即した技術革新の進展をリードするものであり、特許権の取得につながるものも多いため、積極的に研究開発に取り組むことが期待されます。権利化に当たっては、将来の事業化を見据えて、適切な権利範囲を確保できるよう、企業等と連携しながら、権利取得に努める必要があります。

また、県内における知的財産の創出の促進に向けては、単独で研究開発を行うことが難しい中小企業等と連携して、共同研究等に積極的に取り組むことが不可欠です。

○ 行政の役割

県の公設試験研究機関においては、地域ニーズを把握して、新たな事業の創出や県民所得の向上につながるような実践的な研究を実施するとともに、大学等の基礎研究の成果のうち、そのままでは事業化が難しいものを、企業における事業化へとつなぐ橋渡し役として、研究開発に取り組むことが期待されるほか、企業等における研究開発を積極的にサポートし、県内産業の底上げへとつなげていく役割も求められます。

また、県や市町においては、地域産業の活性化に向けて、地域資源を活用したブランドや地域イメージの確立を支援するとともに、地域団体商標等の芽を発掘し、関係機関との調整等を行いながら、権利化を積極的に促進していく必要があります。

○ 県民・関係機関の役割

デジタル化が進んだ昨今の社会環境においては、自己表現の手段として写真や情報、更にはアートといったデジタルコンテンツの創作・発信が身近で一般的なものとなりました。それらのデジタルコンテンツは、何でもないと思うようなものでもビジネスにつながり、新たな価値を創出する力を秘めた立派な知的財産です。このような考え方を多様な主体が共有し、更なる創作や発信に取り組むとともに、創作・発信されたこれらの知的財産が地域産業の活性化につながるという認識を持つことが大切です。

さらに、地域ブランドの創出においては、地域の住民の協力が不可欠です。企業や事業者、自治体と連携しながら、目指す地域イメージの方向性を打ち出し、地域全体でブランド化に取り組む必要があります。

(3) 知的財産の「保護」のために求められる役割

○ 企業・団体等の役割

企業・団体等において、知的財産の保護を図るためには、事業化の見込みや知的財産の特性に応じ、権利化するかどうかを判断する必要があります。出願をするということは、発明の内容が公開されることになるため、他社から模倣される可能性が出てきます。発明の成果等について、権利化して保護すべきなのか、それともノウハウとして秘匿すべきなのか、的確に見極める必要があります。

また、国内において出願された特許や商標等の権利は、国内のみで有効であることから、多額の費用がかかることはネックとなりますが、経済のグローバル化に対応するために、必要性を吟味して、海外における権利取得を進めることも大切です。

なお、権利化に当たっては、知的財産の性質に応じて、特許権と商標権など、複数の権利を取得し、柔軟に他者の模倣行為に対抗できるよう強固な保護を実現することが推奨されるほか、他者の権利を尊重して事業活動に取り組む姿勢が必要であり、事業の展開に当たっては、公開されている知的財産権情報の事前調査

により、他者に対する権利侵害に至ることがないように努め、トラブルの発生を未然に防止する姿勢が大切です。

○ 大学・高等専門学校等の役割

大学や高等専門学校における最先端の研究の成果として生み出される知的財産は、社会実装によって県内産業の競争力を大幅に強化する可能性を秘めています。事業化等が見込まれ、社会実装によって大きなメリットが予想される研究成果については、事業化を見据えて、適切な権利の範囲を定めるとともに、地域にもたらすメリットや活用が見込まれるものについては、海外出願を視野に入れながら、十分な保護を図る必要があります。

○ 行政の役割

県の公設試験研究機関において創出された新技術や新品種は、県の大切な財産であり、将来的に活用が見込まれるものについては、積極的に権利化を図る必要があります。近年、国や県において育成した品種等が海外に流出し、産地化するといった被害も出ているため、国内だけでなく、海外における権利化も積極的に推進する必要があります。

また、県や市町が発注する委託業務等において、著作物等の知的財産権が含まれる場合は、その権利の取扱いについて、仕様書や契約書に明記し、その財産価値に十分留意した契約内容となるよう努める必要があります。そして、成果物の使用目的や使用方法に応じて、著作権の譲渡を受ける必要性を十分に検討するとともに、コンテンツ版バイ・ドール制度を活用して、権利譲渡が不要なものについては受注者に権利を帰属させるなど、二次的活用の促進や、受注者のインセンティブ向上にも努める必要があります。

○ 県民・関係機関の役割

県民や関係機関においては、行政や民間が行う知的財産に関するセミナー等に積極的に参加して、理解を深める必要があります。例えば、インターネット上に公開されているイラスト等のコンテンツを無断使用し、損害賠償を求められるといった事例が頻発しています。他者の知的財産を尊重し、適切に取り扱うとともに、コンテンツを利用する前に、利用規約等を十分に確認し、トラブルの発生を未然に防ぐことが大切です。さらに、権利侵害した商品などを購入しない、使用しないといった姿勢を身に付けることも望まれます。

(4) 知的財産の「活用」のために求められる役割

○ 企業・団体等の役割

企業・団体等においては、技術やブランドに裏付けされた競争力溢れる事業展開に努め、更なる知的財産の活用を推進することが推奨されます。

また、内部に埋もれ、自社だけでは利用可能性が乏しい知的財産については、

ライセンスに係る意思表示等を通じて、外部と連携した活用を促すことで、イノベーションの創出につながる可能性があります。こうして知的財産を活用して得た収入等は、新たな知的財産の「創造」に向けた研究開発に積極的に投資されることになり、更なる知的創造サイクルの活性化に寄与することになります。

中小企業等においては、研究・開発活動に必要な人材や資金が不足し、知的財産の創出につながっていないという現状を打破するため、契約やライセンス料の支払がネックとはなりますが、利用可能な外部の知的財産を活用し、新たな事業の創出を目指すといった姿勢も大切です。

○ 大学・高等専門学校等の役割

地域に根付いた大学等の高等教育機関には、地域課題の解決に向けた積極的な取組とともに、地域貢献に努める役割が期待されていることから、技術移転の推進や産学官連携の強化、大学発ベンチャーの促進等を通じて、県内企業・団体等の産業活動や県民の社会生活に研究成果を還元していくことが重要です。

そのためには、大学・大企業等が保有する技術シーズ等について、関係機関と連携しながら積極的に情報発信を行い、企業・団体等における更なる活用を促進していくことが推奨されます。

○ 行政の役割

国や県等の行政機関は、産学官の研究者等が集まる交流の場の提供や、企業のニーズと大学等が持つ技術シーズを把握してそれぞれをマッチングさせるなど、産学官連携のつなぎ役としての役割を担っていかなければなりません。

また、県の公設試験研究機関においては、県内事業者のニーズに合った技術等を戦略的に権利化するとともに、実施許諾を行う体制を整え、県内における産業振興に向けて更なる活用に努めるとともに、県有の特許や品種については、県内の企業や農林水産業者を優遇した実施許諾料基準を設けるなど、県内における知的財産の有効な「活用」を促進していきます。そして、実施許諾によって得たロイヤリティ収入を次の研究開発に活用することにより、知的創造サイクルの好循環へとつなげていきます。

また、公設試験研究機関等では、どのような研究開発に取り組んでいるのか、どのような知的財産が利用可能なのかといった情報について、大学や民間企業向けにホームページ等を用いて積極的に情報発信を行うなど、技術移転に努めていきます。

○ 県民・関係機関の役割

県内弁理士、愛媛県発明協会、日本弁理士会四国会、四国TLO等の関係機関には、行政等と連携して、知的財産に関する情報の提供や相談を実施することにより、知的財産の活用に取り組む企業等に対し、積極的かつ効率的な支援を行うことが求められます。

2 県における推進体制

県では、各部局や公設試験研究機関が横断的に連携するとともに、知的財産に係る関係機関と協力して、民間企業等が効率的に知的財産に対する取組を行うことができるよう、県の庁内組織として設置している知的財産戦略推進連絡会議等の活用により、県の公設試験研究機関等で生み出された知的財産の管理や各部局の施策等の総合調整を図ってまいります。

3 愛媛県知的財産戦略における目標値

知的財産権の登録数は大都市圏に偏在していることから、現状として、残念ながら本県は全国平均を下回っていますが、今後、この愛媛県知的財産戦略の推進を通じて、全国平均程度の数値の達成を目指して努力してまいります。

項目		現在値			目標
		年	愛媛県	全国平均	
産業財産権登録件数 (特許権、実用新案権、 意匠権、商標権)	実件数	R 3 年	1,753 件	3,072 件	3,000 件
	全国順位	R 3 年	18 位	—	11 位
	人口 1 万人当たり	R 3 年	13.13 件	23.01 件	22.47 件
地域団体商標制度・地理的 表示保護制度の活用件数	累計件数	R 5 年 2 月	13 件	18 件	20 件
	全国順位	R 5 年 2 月	28 位	—	13 位
県有知的財産権の件数	累計件数	R 4 年 9 月	154 件	—	230 件

- ※ 産業財産権登録件数における実件数の全国平均は、人口 1 万人当たりの全国平均数値に愛媛県人口の 133.4 万人を乗じた数値。全国順位の目標は、R 3 年に当てはめた場合の試算。
- ※ 地域団体商標制度・地理的表示保護制度の活用件数における累計件数の全国平均は、全国合計件数を都道府県数 47 で除した数値。全国順位の目標は、R 3 年に当てはめた場合の試算。